

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料3-4
提出年月日	令和5年4月26日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	全般	大飯発電所3/4号炉欄、女川原子力発電所2号炉欄及び泊発電所3号炉欄の着色を適正化した。	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	全般	女川原子力発電所2号炉欄の灰色ハッチングを適正化した。	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	全般	「1.13.2.1 水源を利用した対応手順」のうち、「手順着手の判断基準」、「操作手順」及び「操作の成立性」について、他条文との整合を図るため、記載を適正化した。	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	全般	同上	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	全般	「1.13.2.1 水源を利用した対応手順」のうち、「手順着手の判断基準」、「操作手順」及び「操作の成立性」に対する相違理由欄について、他条文との整合を図るための適正化に伴い、記載を適正化した。	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	全般	「技術的能力1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、「1.4.1 対応手段と設備の選定c. 発電用原子炉停止中の対応手段及び設備」及び「1.4.2.3 発電用原子炉停止中における対応手順」の記載を追加した。また、設計基準拡張設備を使用した対応手段及び対応手順についても追加した。	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	全般	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	全般	相違理由欄について、「1.4.1 対応手段と設備の選定 c. 発電用原子炉停止中の対応手段及び設備」及び「1.4.2.3 発電用原子炉停止中における対応手順」の記載の追加に伴い、相違理由を追加した。	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	全般	「技術的能力1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」のうち、「1.5.1 対応手段と設備の選定 格納容器内自然対流冷却」及び「1.5.2 重大事故等時の手順 可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却」の記載を追加した。	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	全般	同上	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	全般	相違理由欄について、「1.5.1 対応手段と設備の選定 格納容器内自然対流冷却」及び「1.5.2 重大事故等時の手順 可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却」の記載の追加に伴い、相違理由を追加した。	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	とりまとめた資料全般	記載適正化に伴い、リンク先のページ数の記載を適正化した。	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	とりまとめた資料全般	相違理由欄について、句点の記載を適正化した。【例：2-1)設備の相違No.①】 (旧)・泊3号炉は、水源切替えによる使用済燃料ピットへのスプレイの中断が発生しない海を水源とする手段を重大事故等対処設備による対応手段とし、淡水である代替給水ピット及び原水槽は耐震性が確保されていないため、自主対策設備と位置付けている。原水槽の水位が低くなれば、2次系純水タンク又は過水タンクから水頭圧による重力注水により補給する。(以降において、原水槽への補給手段は同様であるため記載を割愛している) (新)・泊3号炉は、水源切替えによる使用済燃料ピットへのスプレイの中断が発生しない海を水源とする手段を重大事故等対処設備による対応手段とし、淡水である代替給水ピット及び原水槽は耐震性が確保されていないため、自主対策設備と位置付けている。原水槽の水位が低くなれば、2次系純水タンク又は過水タンクから水頭圧による重力注水により補給する(以降において、原水槽への補給手段は同様であるため記載を割愛している)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	とりまとめた資料-1	1-1) 設計方針・運用・体制等を変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由 c. 当社が自主的に変更したものについて、以下の追記をした。(下線部参照) ・有効性評価「全交流動力電源喪失」における補助給水ピット枯渇時間7.4時間に対する更なる余裕時間確保のため、「可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給」における要員数(災害対策要員数)を3名から6名に増員し、補給開始までの想定時間を250分から200分に短縮した。【例：第1.13.23図】 なお、上記と同様の作業手順である「可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給」についても、要員数(災害対策要員数)を3名から6名に増員することで、補給開始までの想定時間を250分から200分に短縮した。【例：第1.13.7図】	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	とりまとめた資料-5	2-1) 設備の相違における⑨について、大飯発電所3/4号炉欄にある以下の記述を削除した。(下線部参照) (旧)【可搬型設備による使用済燃料ピットへの注水で使用する設備(純水及び淡水)】。 (新)【可搬型設備による使用済燃料ピットへの注水で使用する設備(淡水)】	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	とりまとめた資料-5	2-1) 設備の相違における⑨について、泊発電所3号炉欄にある以下の記述を削除した。(下線部参照) (旧)【可搬型設備による使用済燃料ピットへの注水で使用する設備(純水及び淡水)】。 (新)【可搬型設備による使用済燃料ピットへの注水で使用する設備(淡水)】	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	とりまとめた資料-6	2-1) 設備の相違におけるNo.⑩について、相違理由欄に以下の追記をした。(下線部参照) (旧)なお、泊の燃料補給設備には、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ、可搬型タンクローリー、ディーゼル発電機設備燃料油系統 配管・弁、ホースの総称であり、この整理は女川と同様。 (新)なお、泊の燃料補給設備には、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、燃料タンク(SA)、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ、可搬型タンクローリー、ディーゼル発電機設備燃料油系統 配管・弁、ホースの総称であり、この整理は女川2号炉と同様。	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	とりまとめた資料-7	2-1) 設備の相違におけるNo.⑩について、泊発電所3号炉欄の記述に以下の追記をした。(下線部参照) (旧)高浜3/4を参考としている。 (新)高浜3/4号炉を参考としている。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	とりまとめた資料-8	2-1) 設備の相違におけるNo. ㉔について、泊発電所3号炉及び相違理由欄の記述を適正化した。(下線部参照) (旧)③災害対策要員は、現場で可搬型ホースを敷設し非常用炉心冷却設備配管と接続する。 (新)③災害対策要員は、現場で可搬型ホースを敷設し非常用炉心冷却系の配管と接続する。 (旧)泊3号炉は、原子炉建屋東側 (T.P.10.3m) 又は原子炉補助建屋西側 (T.P.33.1m) に設置している非常用炉心冷却設備配管に可搬型ホースを接続し、・・・。 (新)泊3号炉は、原子炉建屋東側 (T.P.10.3m) 又は原子炉補助建屋西側 (T.P.33.1m) に設置している非常用炉心冷却系の配管に可搬型ホースを接続し、・・・。	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	とりまとめた資料-8	2-1) 設備の相違におけるNo. ㉔について、泊発電所3号炉及び相違理由欄の記述を適正化した。(下線部参照) (旧)補助給水ピットが枯渇するまでに重大事故等対処設備にて補助給水ピットへ補給することで、水の供給が中断することなく、重大事故等の収束に必要な・・・。 (新)補助給水ピットが枯渇するまでに重大事故等対処設備にて補助給水ピットへ補給することで、水の供給が中断することなく、重大事故等時に必要となる・・・。	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	とりまとめた資料-9	2-1) 設備の相違におけるNo. ㉔について、泊発電所3号炉及び相違理由欄の記述を適正化した。(下線部参照) (旧)・泊3号炉の補助給水ピットと燃料取替用水ピットとの接続ラインは、放射性物質を含む系統と含まない系統を 全て 分離する設計であり、弁操作により系統構成を実施する。・・・。 (新)・泊3号炉の補助給水ピットと燃料取替用水ピットとの接続ラインは、放射性物質を含む系統と含まない系統を分離する設計を直列に2個設置した隔離弁による隔離としていることから、弁操作により系統構成を実施する。・・・。	
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	とりまとめた資料-10	2-1) 設備の相違におけるNo. ㉔について、相違理由欄の記述適正化した。(下線部参照) (旧)燃料取替用水ピットが枯渇するまでに重大事故等対処設備にて燃料取替用水ピットへ補給することで、水の供給が中断することなく、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を確保する設計方針は、・・・。 (新)燃料取替用水ピットが枯渇するまでに重大事故等対処設備にて燃料取替用水ピットへ補給することで、水の供給が中断することなく、重大事故等時に必要となる十分な量の水を確保する設計方針は、・・・。	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	とりまとめた資料-12, 13, 14	2-2) 運用の相違におけるNo. ⑥を削除 2-2) 運用の相違におけるNo. ⑦を⑥に変更 2-2) 運用の相違におけるNo. ⑧を⑦に変更 2-2) 運用の相違におけるNo. ⑨を⑧に変更 2-2) 運用の相違におけるNo. ⑩を⑨に変更	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	とりまとめた資料-12	2-2) 運用の相違におけるNo.⑥について、相違理由欄に以下を追記した。 (下線部参照) (旧) 1次冷却材喪失事象時の再循環切替失敗に対するリスクを考慮し、1次冷却材喪失事象(大破断)が発生したことを判断した時点で燃料取替用水ピットへ補給する設計方針は高浜3/4号炉と同様である。・・・ (新) 1次冷却材喪失事象時の再循環切替失敗に対するリスクを考慮し、1次冷却材喪失事象(大破断)が発生したことを判断した時点で燃料取替用水ピットへ補給する設計方針は高浜3/4号炉及び川内1/2号炉と同様である。	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	とりまとめた資料-13	2-2) 運用の相違におけるNo.⑦について、泊発電所3号炉及び相違理由欄に以下を追記した。(下線部参照) ----- (旧)【燃料取替用水ピットへの補給手順着手の判断基準(原子炉格納容器内へのスプレイのための代替手段)】 ・格納容器スプレイ中に燃料取替用水ピットの水位が低下し、補給が必要であることを確認した場合又は格納容器スプレイ再循環運転ができない場合に、・・・。 (新)【燃料取替用水ピットへの補給手順着手の判断基準(原子炉格納容器内へのスプレイのための代替手段)】 ・ <u>原子炉格納容器内へのスプレイ</u> 中に燃料取替用水ピットの水位が低下し、補給が必要であることを確認した場合又は格納容器スプレイ再循環運転ができない場合に、・・・。 ----- (旧)運転員の事故対応の優先順位等も考慮し、事象や事故の規模(冷却材の漏洩量等)に関係なく対応できるよう「燃料取替用水ピットの水位が低下し、補給が必要であることを確認した場合」を補給の判断基準とする設計方針は、高浜3/4号炉と同様である。 (新)運転員の事故対応の優先順位等も考慮し、事象や事故の規模(冷却材の漏洩量等)に関係なく対応できるよう「燃料取替用水ピットの水位が低下し、補給が必要であることを確認した場合」を補給の判断基準とする設計方針は、高浜3/4号炉及び川内1/2号炉と同様である。	
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	とりまとめた資料-16	2-3) 記載方針の相違におけるNo.⑤について、相違理由欄に以下を追記した。(下線部参照) (旧)(女川と同様) (新)(女川2号炉と同様)	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	とりまとめた資料-17	2-3) 記載方針の相違におけるNo.⑥を削除	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	とりまとめた資料-18	3-2) 運用の相違におけるNo. ①を削除 3-2) 運用の相違におけるNo. ②を①に変更	
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	とりまとめた資料-18	3-2) 運用の相違におけるNo. ①について、泊発電所3号炉欄の以下の記載を適正化をした。(下線部参照) (旧)炉心損傷防止を図れる場合における可搬型大型送水ポンプ車の水源は、 <u>原水槽、又は代替給水ピットを優先して使用する。原水槽に補給が必要な場合は、2次系純水タンク又はろ過水タンクを水源とした原水槽への補給が可能である。淡水による燃料取替用水ピットへの補給が枯渇等により継続できない場合、又は淡水を補給中に事象が進展し炉心損傷に至った場合は、海水による燃料取替用水ピットへの補給に切り替えるが、淡水補給開始時点から海を水源とするための準備を開始しており、淡水による燃料取替用水ピットへの補給により、燃料取替用水ピットに十分な水量を確保することで淡水から海水への切り替えのための時間を確保することが可能である。</u> (新)可搬型大型送水ポンプ車の水源は、原水槽、又は代替給水ピットを優先して使用する。淡水による燃料取替用水ピットへの補給が枯渇等により継続できない場合は、海水による燃料取替用水ピットへの補給に切り替えるが、補給開始後、引き続き次の水源からの補給準備を開始することで、水源が枯渇しないように淡水から海水への切り替えが可能である。	
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	とりまとめた資料-18	3-2) 運用の相違におけるNo. ①について、相違理由欄の以下の記載を削除及び追加した。(下線部参照) (旧) ・泊3号炉は、淡水による燃料取替用水ピットへの補給により、燃料取替用水ピットに十分な水量を確保することで淡水から海水への切り替えのための時間を確保することが可能である。「炉心損傷防止を図れる場合」と「炉心損傷に至るおそれがある場合又は炉心損傷に至った場合」で水源の優先順位が異なり、炉心損傷防止を図れる場合は、淡水を優先して使用する。また、淡水による燃料取替用水ピット又は補助給水ピットへの補給が枯渇等により継続できない場合、又は淡水を補給中に事象が進展し炉心損傷に至った場合は、淡水から海水へ水源を切り替える。 ・泊3号炉の運用は先行プラント実績のない運用であるが、2013年12月19日の「第60回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合」にて、「水源の淡水と海水について、どちらを選択するかを判断をケースごとに整理すること」とのご指摘を頂き、2016年10月27日の「第411回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合」にて、可搬型大型送水ポンプ車の水源選択に係る方針をご説明している。 (新) ・泊3号炉を含むPWRは、蒸気発生器2次側への注水の水源である補助給水ピット(重大事故等対処設備)に可搬型設備で直接補給する手段を整備しているが、泊は燃料取替用水ピットへの補給も同じ設備構成である。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	とりまとめた資料-18	3-2) 運用の相違におけるNo. ②を①に変更。相違理由欄の記載を追記及び適正化した。(下線部参照) (旧)泊3号炉の運用は先行プラント実績のない運用であるが、2013年12月19日の「第60回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合」にて、「水源の淡水と海水について、どちらを選択するかを判断をケースごとに整理すること」とのご指摘を頂き、2016年10月27日の「第411回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合」にて、可搬型大型送水ポンプ車の水源選択に係る方針をご説明している。 (新)泊3号炉及び先行PWRは、蒸気発生器2次側への注水の水源である補助給水ピット(重大事故等対処設備)に可搬型設備で直接補給する手段を整備しており、泊の燃料取替用水ピットへの補給も同じ設備設計である。	
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	とりまとめた資料-21	4-1) 記載表現、設備名称等の相違における泊発電所3号炉欄について、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧)・燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体等) (新)・燃料取扱棟(使用済燃料ピット内の燃料体等)	
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	とりまとめた資料-22	4-1) 記載表現、設備名称等の相違における泊発電所3号炉欄について、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧)・格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度 (新)・可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)	
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	とりまとめた資料-24	以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧)4-2) 差異識別の省略(以下については、各対応手順の共通の差異理由のため、本文中の差異識別と差異理由は省略する) (新)4-2) 相違識別の省略(以下については、各対応手順の共通の相違理由のため、本文中の相違識別と相違理由は省略する)	
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	とりまとめた資料-24	4-2) 泊発電所3号炉欄の以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 【「操作手順」の対応要員】 ・発電課長(当直) ・運転員 ・災害対策要員 ・発電所対策本部長 ・事務局員 (新) 【「操作手順」の対応要員】 ・発電課長(当直) ・運転員 ・災害対策要員 ・発電所対策本部長	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	とりまとめた資料-24	4-2) 相違理由欄の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) ・泊3号炉の本審査項目で整理する操作手順は、発電課長(当直)の指示により主に運転員と災害対策要員で対応するが、 <u>可搬型重大事故等対処設備への燃料補給については、発電所対策本部長の指示により事務局員が対応する。なお、手順着手は主に発電課長(当直)が判断し、運転員及び災害対策要員と発電所対策本部長へ作業開始を指示するが、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより可搬型タンクローリーへ燃料を汲み上げる手順については、可搬型タンクローリーによる燃料の汲み上げができない場合に発電所対策本部長が手順着手を判断する。(例：比較表p.1.13-95)</u> ・泊3号炉の可搬型設備を取り扱う災害対策要員は、運転班の要員であり、発電課長(当直)の指示により作業を実施することから、運転員と災害対策要員は連携して対応が可能である。 (新) ・泊3号炉の本審査項目で整理する操作手順は、発電課長(当直)の指示により主に運転員と災害対策要員で対応するため、 <u>発電所対策本部長へ依頼する作業はない。また、可搬型設備を取り扱う災害対策要員は、運転班の要員であり、発電課長(当直)の指示により作業を実施することから、運転員と災害対策要員は連携して対応が可能である。</u>	
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	とりまとめた資料-24	4-2) 泊発電所3号炉欄の以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 【「操作の成立性」の対応要員と所要時間】 「上記の <u>対応は、中央制御室にて運転員〇名、現場は運転員〇名により作業を実施し、所要時間は約〇分と想定する。</u> 」 (新) 【「操作の成立性」の対応要員と所要時間】 「上記の <u>操作は、運転員(中央制御室)〇名、運転員(現場)〇名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから〇〇開始まで〇分以内で可能である。</u> 」	
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	とりまとめた資料-24	4-2) 差異識別の省略について、相違理由欄の以下の記載を適正化した。 (下線部参照) (旧) ・対応要員・操作対象機器の配置場所等の相違により、各対応手段の所要時間は相違することから、対応要員数と所要時間の <u>差異識別は省略する。</u> (例：比較表p.1.13-31) (新) ・対応要員・操作対象機器の配置場所等の相違により、各対応手段の所要時間は相違することから、対応要員数と所要時間の <u>相違識別は省略する。</u> (例：比較表p.1.13-31)	
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-6	目次(9)におけるn. を追加。項目k. l. m. n. を繰り下げ。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-6	同上	
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-6	以下の追記をした。(下線部参照) k. 海を水源とした最終ヒートシンクへ熱を輸送するための格納容器内自然対流冷却	
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-6	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
43	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-8	目次において以下の添付資料を削除した。(下線部参照) <u>添付資料1.13.4重大事故に係る屋外作業員に対する被ばく評価について</u> ----- 目次において以下の添付資料を追加した。(下線部参照) <u>添付資料1.13.11補助給水ピットから燃料取替用水ピット間の接続配管について</u> ----- 目次の添付資料の記載を適正化した。(下線部参照) (旧)添付資料1.13.5 海水取水時の異物管理について (新)添付資料1.13.4 海水取水時の異物管理について (旧)添付資料1.13.6 補助給水ピットから2次系純水タンクへの水源切替 (新)添付資料1.13.5 電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水時の水源の切替え (旧)添付資料1.13.7 2次系純水タンクから補助給水ピットへの補給 (新)添付資料1.13.6 2次系純水タンクを水源とした2次系補給水ポンプによる補助給水ピットへの補給 (旧)添付資料1.13.8 原水槽から補助給水ピットへの補給 (新)添付資料1.13.7 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給 (旧)添付資料1.13.9 代替給水ピットから補助給水ピットへの補給 (新)添付資料1.13.8 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給 (旧)添付資料1.13.10 海水を用いた補助給水ピットへの補給 (新)添付資料1.13.9 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給 (旧)添付資料1.13.11 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの水源切替(原子炉容器への注水・原子炉格納容器スプレイ) (新)添付資料1.13.10燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え(原子炉容器への注水・原子炉格納容器内へのスプレイ)	
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-9, 10	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
45	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-8,9	目次の添付資料の記載を適正化した。(下線部参照) (旧)添付資料1.13.12 1次系純水タンク及びほう酸タンクから燃料取替用水ピットへの補給 (新)添付資料1.13.12 1次系純水タンク及びほう酸タンクを水源とした1次系補給水ポンプ及びほう酸ポンプによるから 燃料取替用水ピットへの補給 (旧)添付資料1.13.13 1次系純水タンクから使用済燃料ピット浄化ライン経由の燃料取替用水ピットへの補給 (新)添付資料1.13.13 1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによるから使用済燃料ピット浄化ラインを経由したの燃料取替用水ピットへの補給 (旧)添付資料1.13.14 1次系純水タンクから加圧器逃がしタンク経由の燃料取替用水ピットへの補給 (新)添付資料1.13.14 1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる加圧器逃がしタンクを経由した燃料取替用水ピットへの補給 (旧)添付資料1.13.15 2次系純水タンクから使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水ピットへの補給 (新)添付資料1.13.15 2次系純水タンクを水源とした2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水ピットへの補給 (旧)添付資料1.13.13 1次系純水タンクから使用済燃料ピット浄化ライン経由の燃料取替用水ピットへの補給 (新)添付資料1.13.13 1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピット浄化ラインを経由した燃料取替用水ピットへの補給 (旧)添付資料1.13.14 1次系純水タンクから加圧器逃がしタンク経由の燃料取替用水ピットへの補給 (新)添付資料1.13.14 1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる加圧器逃がしタンクを経由した燃料取替用水ピットへの補給	
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-10	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
47	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-9	目次の添付資料の記載を適正化した。(下線部参照) (旧)添付資料1.13.15 2次系純水タンクから使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水ピットへの補給 (新)添付資料1.13.15 2次系純水タンクを水源とした2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水ピットへの補給 (旧)添付資料1.13.16 ろ過水タンクから燃料取替用水ピットへの補給 (新)添付資料1.13.16 ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給 (旧)添付資料1.13.17 原水槽から燃料取替用水ピットへの補給 (新)添付資料1.13.17 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給 (旧)添付資料1.13.18 代替給水ピットから燃料取替用水ピットへの補給 (新)添付資料1.13.18 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給 (旧)添付資料1.13.19 海水を用いた燃料取替用水ピットへの補給 (新)添付資料1.13.19 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給	
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-10,11	同上	
49	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-9	目次において以下の添付資料を削除した。(下線部参照) 添付資料1.13.24 可搬型大型送水ポンプ車の水源選択に係る方針 ----- 目次の添付資料の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 添付資料1.13.25 解釈一覧 1. 判断基準の解釈一覧 2. 操作手順の解釈一覧 3. 弁番号及び弁名称一覧 (新) 添付資料1.13.24 解釈一覧 1. 判断基準の解釈一覧 2. 弁番号及び弁名称一覧	
50	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-11	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
51	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-11	1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等において、以下を追記した。(下線部参照) また、海その他の水源(前項の水源を除く。)から、想定される重大事故等の収束に必要な量の水を取りし、当該重大事故等に対処するために必要な設備に供給するために必要な対処設備を整備する。	
52	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-13	同上	
53	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-12	1.13.1 対応手段と設備の選定 (1) 対応手段と設備の選定の考え方において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) また、原子炉容器へのほう酸水注入、C、D一格納容器再循環ユニットによる除熱、原子炉格納容器下部への注水及び使用済燃料ピットへの注水/スプレイが必要な場合の対応手段及び重大事故等対処設備を選定する。 (新) また、原子炉容器へのほう酸水注入、原子炉格納容器内の除熱、原子炉格納容器下部への注水及び使用済燃料ピットへの注水/スプレイが必要な場合の対応手段及び重大事故等対処設備を選定する。	
54	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-13	同上	
55	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-13	a. 水源を利用した対応手段及び設備において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧)重大事故等の収束に必要な水源として燃料取替用水ピットを利用する (新)重大事故等時に必要となる水源として燃料取替用水ピットを利用する	
56	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-15	同上	
57	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-15	a. 水源を利用した対応手段及び設備において、相違理由欄に以下を追記した。(下線部参照) 【女川】記載表現の相違	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
58	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-15	a. 水源を利用した対応手段及び設備において、以下の記載を適正化した。 (下線部参照) (旧)なお、上記燃料取替用水ピットを水源とした対応手段は、淡水だけでなく海水を燃料取替用水ピットへ供給することにより、重大事故等の収束時に必要となる十分な量の水を補給することが可能である。 (新)なお、上記燃料取替用水ピットを水源とした対応手段は、淡水だけでなく海水を燃料取替用水ピットへ供給することにより、重大事故等時に必要となる十分な量の水を補給することが可能である。	
59	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-17	同上	
60	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-18	a. 水源を利用した対応手段及び設備において、相違理由欄に以下を追記した。(下線部参照) <u>【女川】記載表現の相違</u>	
61	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-15	(b) 補助給水ピットを水源とした対応手段及び設備において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧)重大事故等時の収束に必要なとなる水源として補助給水ピットを利用する。 (新)重大事故等時に必要となる水源として補助給水ピットを利用する。	
62	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-18	同上	
63	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-18	(b) 補助給水ピットを水源とした対応手段及び設備において、相違理由欄に以下を追記した。(下線部参照) <u>【女川】記載表現の相違</u>	
64	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-22	大飯3/4号炉欄の(b) 重大事故等対処設備と多様性拡張設備において、相違理由欄の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) ・泊との比較は、1.13.1(2)c、(d)にて大飯を再掲し比較する。 (新) ・泊は、対応手段ごとではなく、設備ごとに自主対策設備の理由を示しているため、比較対象として、大飯の1次系純水タンク、1次系補給水ポンプの多様性拡張設備の理由を再掲し、比較する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
65	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-17	(c)ろ過水タンクを水源とした対応手段及び設備において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧)重大事故等の収束に必要な水源としてろ過水タンクを利用する。 (新)重大事故等時に必要となる水源としてろ過水タンクを利用する	
66	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-23	同上	
67	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-23	(c)ろ過水タンクを水源とした対応手段及び設備において、相違理由欄に以下を追記した。(下線部参照) <u>【女川】記載表現の相違</u>	
68	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-18	(d)代替給水ピットを水源とした対応手段及び設備において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 重大事故等の収束に必要な水源として代替給水ピットを利用する。 重大事故等時において、燃料取替用水ピット及び補助給水ピットを水源として利用できない場合は、・・・手段がある。 (新) 重大事故等時に必要となる水源として代替給水ピットを利用する。 重大事故等時において、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源として利用できない場合は、・・・手段がある。	
69	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-24	同上	
70	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-24	(d)代替給水ピットを水源とした対応手段及び設備において、相違理由欄に以下を追記した。(下線部参照) <u>【女川】記載表現の相違</u> <u>【女川】設備の相違(相違理由②)</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
71	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-22	(e) 原水槽を水源とした対応手段及び設備において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 重大事故等の収束に必要な水源として原水槽を利用する。重大事故等時において、燃料取替用水ピット <u>及び</u> 補助給水ピットを水源として利用できない場合は、・・・手段がある。 (新) 重大事故等時に必要となる水源として原水槽を利用する。重大事故等時において、燃料取替用水ピット <u>又は</u> 補助給水ピットを水源として利用できない場合は、・・・手段がある。	
72	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-27	同上	
73	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-28	(e) 原水槽を水源とした対応手段及び設備において、相違理由欄の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 【大飯】設備の相違(相違理由⑤) (新) 【大飯】設備の相違(相違理由②)	
74	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-25	(f) 1次系純水タンクを水源とした対応手段及び設備において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 重大事故等の収束に必要な水源として1次系純水タンクを利用する。 (新) 重大事故等時に必要となる水源として1次系純水タンクを利用する。	
75	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-30	同上	
76	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-30	(f) 1次系純水タンクを水源とした対応手段及び設備において、相違理由欄の記載を追加した。(下線部参照) <u>【女川】記載表現の相違</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
77	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-25	(g) 2次系純水タンクを水源とした対応手段及び設備において、以下の記載を適正化及び削除した。(下線部参照) (旧) 重大事故等の収束に必要な水源として2次系純水タンクを利用する。重大事故等時において、燃料取替用水ピット及び補助給水ピットを水源として利用できない場合は、・・・手段がある。 (新) 重大事故等時に必要となる水源として2次系純水タンクを利用する。重大事故等時において、・・・手段がある。	
78	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-30, 31	同上	
79	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-30	(g) 2次系純水タンクを水源とした対応手段及び設備において、相違理由欄の記載を追加した。(下線部参照) 【女川】記載表現の相違	
80	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-26	(h) 脱気器タンクを水源とした対応手段及び設備において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 重大事故等の収束に必要な水源として脱気器タンクを利用する。 (新) 重大事故等時に必要となる水源として脱気器タンクを利用する。	
81	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-31	同上	
82	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-31	(h) 脱気器タンクを水源とした対応手段及び設備において、相違理由欄の記載を追加した。(下線部参照) 【女川】記載表現の相違	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
83	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-27	(i)海を水源とした対応手段及び設備において、以下の記載を適正化した。 (下線部参照) (旧) 重大事故等の収束に必要な水源として海を利用する。 重大事故等時に、燃料取替用水ピット及び補助給水ピットを水源として利用できない場合は、・・・手段がある。 (新) 重大事故等時に必要となる水源として海を利用する。 重大事故等時に、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源として利用できない場合は、・・・手段がある。	
84	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-32	同上	
85	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-32	(i)海を水源とした対応手段及び設備において、相違理由欄の記載を追加した。(下線部参照) <u>【女川】記載表現の相違</u>	
86	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-34	「海を水源とした原子炉格納容器内の冷却で使用する設備は以下のとおり。」の記載において、相違理由欄の記載を追加した。(下線部参照) <u>【大飯】設備の相違(相違理由⑫)</u>	
87	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-35	「海を水源とした原子炉格納容器内の除熱で使用する設備は以下のとおり。」の記載において、相違理由欄の記載を追加した。(下線部参照) <u>【大飯】設備の相違(相違理由⑫)</u>	
88	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-30	「海を水源とした原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプによる補機冷却水確保で使用する設備は以下のとおり。」の記載において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) ・ <u>原子炉補機冷却水ポンプ</u> ・ <u>原子炉補機冷却海水ポンプ</u> (新) ・ <u>原子炉補機冷却海水ポンプ</u> ・ <u>原子炉補機冷却水ポンプ</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
89	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-36	同上	
90	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-32	(j)ほう酸タンクを水源とした対応手段及び設備において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 重大事故等の収束に必要な水源としてほう酸タンクを利用する。 (新) 重大事故等時に必要となる水源としてほう酸タンクを利用する。	
91	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-37	同上	
92	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-37	(j)ほう酸タンクを水源とした対応手段及び設備において、相違理由欄の記載を追加した。(下線部参照) 【女川】記載表現の相違	
93	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-32, 33	(k)格納容器再循環サンプを水源とした対応手段及び設備において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 重大事故等の収束に必要な水源として格納容器再循環サンプを利用する。 これらの対応手段及び設備は、「1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」及び「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて選定する対応手段及び設備と同様である。 (新) 重大事故等時に必要となる水源として格納容器再循環サンプを利用する。 これらの対応手段及び設備は、「1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」及び「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて選定する対応手段及び設備と同様である。	
94	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-41	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
95	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-41	(k) 格納容器再循環サンプを水源とした対応手段及び設備において、相違理由欄の記載を追加した。(下線部参照) 【女川】記載表現の相違	
96	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-34	(1) 重大事故等対処設備と自主対策設備において、以下の記載を追加及び適正化した。(下線部参照) (旧) これらの機能喪失原因対策分析の結果から選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備がすべて網羅されている。 以上の重大事故等対処設備から、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を確保することができる。また、以下の設備はプラントの状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備と位置付ける。あわせて、その理由を示す。 (新) これらの機能喪失原因対策分析の結果から選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備がすべて網羅されている。(添付資料 1.13.1) 以上の重大事故等対処設備から、重大事故等時に必要となる十分な量の水を確保することができる。また、以下の設備はプラントの状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備と位置付ける。あわせて、その理由を示す。	
97	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-43	同上	
98	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-43	(1) 重大事故等対処設備と自主対策設備において、相違理由欄の記載を追加した。(下線部参照) 【女川】記載表現の相違	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
99	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-34, 35	(1) 重大事故等対処設備と自主対策設備において、以下の記載を削除及び適正化した。(下線部参照) (旧) ・ろ過水タンク 耐震性は確保されていないが、重大事故等の収束に必要となる水を確保する手段として有効である。 ・代替給水ピット 耐震性は確保されていないが、重大事故等の収束に必要となる水を確保する手段として有効である。 ・原水槽 耐震性は確保されていないが、重大事故等の収束に必要となる水を確保する手段として有効である。 ・給水処理設備配管・弁 耐震性は確保されていないが、重大事故等時の収束に必要となる水を確保する手段として有効である。 (新) ・ろ過水タンク 消火を目的として配備しているが、火災が発生していなければ、重大事故等時に必要となる水を確保する手段として有効である。 ・代替給水ピット 耐震性は確保されていないが、重大事故等時に必要となる水を確保する手段として有効である。 ・原水槽 耐震性は確保されていないが、重大事故等時に必要となる水を確保する手段として有効である。	
100	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-43, 44	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
101	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-35	(1) 重大事故等対処設備と自主対策設備において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) ・1次系純水タンク 耐震性は確保されていないが、 <u>重大事故等の収束</u> に必要な水を確保する手段として有効である。 ・2次系純水タンク 耐震性は確保されていないが、 <u>重大事故等の収束</u> に必要な水を確保する手段として有効である。 ・脱気器タンク 耐震性は確保されていないが、 <u>重大事故等の収束</u> に必要な水を確保する手段として有効である。 (新) ・1次系純水タンク 耐震性は確保されていないが、 <u>重大事故等時</u> に必要な水を確保する手段として有効である。 ・2次系純水タンク <u>水を送水する設備である2次系補給水ポンプの耐震性は確保されていない</u> が、 <u>重大事故等時</u> に必要な水を確保する手段として有効である。 ・脱気器タンク 耐震性は確保されていないが、 <u>重大事故等時</u> に必要な水を確保する手段として有効である。	
102	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-44	同上	
103	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-43, 44	(1) 重大事故等対処設備と自主対策設備における自主対策設備と位置付ける理由の記載適正化に伴い、相違理由欄の記載を適正化した。	
104	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-36, 37, 308, 319～324, 347～350, 380～383	(a) 燃料取替用水ピットへ水を補給するための対応手段及び設備において、可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給の水源の優先順位変更に伴い、「ii. 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給」と「i. 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給」の記載順序を入れ替えた。また、関連する図表についても同様に記載順序を入れ替えた。	
105	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-45, 46, 401, 423～428, 465, 466, 468, 469, 504～507	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
106	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-39, 40, 310, 338, 339, 363~366, 388~391	(b) 補助給水ピットへ水を補給するための対応手段及び設備において、可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給の水源の優先順位変更に伴い、「ii. 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給」と「i. 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給」の記載順序を入れ替えた。また、関連する図表についても同様に記載順序を入れ替えた。	
107	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-49, 50, 403, 442, 443, 486~489, 512~515	同上	
108	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-42	(d) 重大事故等対処設備と自主対策設備において、以下の記載を追加及び適正化した。(下線部参照) (旧) 以上の重大事故等対処設備により、 <u>重大事故等の収束</u> に必要な十分な量の水を確保することが可能である。 (新) 以上の重大事故等対処設備により、 <u>重大事故等時</u> に必要な十分な量の水を確保することが可能である。	
109	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-52	同上	
110	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-52	(d) 重大事故等対処設備と自主対策設備において、相違理由欄の記載を追加した。(下線部参照) <u>【女川】記載表現の相違</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
111	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-43	(d) 重大事故等対処設備と自主対策設備において、以下の記載を削除した。 (下線部参照) ・代替給水ピット 重大事故等対処設備に要求される耐震性としては十分ではないものの、代替水源としての設備となり得る。 また、補給に必要な水量が確保できない場合はあるものの、海から燃料取替用水ピット又は補助給水ピットへの補給ができない場合には、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットへの淡水を補給するための代替手段としての設備となり得る。 ・原水槽 重大事故等対処設備に要求される耐震性としては十分ではないものの、代替水源としての設備となり得る。 また、補給に必要な水量が確保できない場合はあるものの、海から燃料取替用水ピット又は補助給水ピットへの補給ができない場合には、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットへの淡水を補給するための代替手段としての設備となり得る。	
112	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-52	同上	
113	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-43	(d) 重大事故等対処設備と自主対策設備において、以下の記載を追加した。 (下線部参照) ・ろ過水タンク 消火を目的として配備しているが、火災が発生していなければ、重大事故等時に必要となる水を確保する手段として有効である。 ----- (d) 重大事故等対処設備と自主対策設備において、以下の記載を削除した。 (下線部参照) ・給水処理設備配管・弁 耐震性は確保されていないが、重大事故等時の収束に必要な水を確保する手段として有効である。 ・電動機駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ、火災防護設備 消火栓設備配管・弁 消火を目的として配備しているが、火災が発生していなければ、重大事故等時の収束に必要な水を確保する手段として有効である。	
114	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-53	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
115	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-43	(d) 重大事故等対処設備と自主対策設備において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) ・1次系純水タンク、1次系補給水ポンプ 耐震性は確保されていないが、重大事故等の収束に必要な水を確保する手段として有効である。 ・加圧器逃がしタンク、格納容器冷却材ドレンポンプ 耐震性は確保されていないが、重大事故等の収束に必要な水を確保する手段として有効である。 ・使用済燃料ピットポンプ 耐震性は確保されていないが、重大事故等の収束に必要な水を確保する手段として有効である。 ・2次系補給水ポンプ 耐震性は確保されていないが、重大事故等の収束に必要な水を確保する手段として有効である。 (新) ・1次系純水タンク、1次系補給水ポンプ 耐震性は確保されていないが、重大事故等時に必要となる水を確保する手段として有効である。 ・加圧器逃がしタンク、格納容器冷却材ドレンポンプ 耐震性は確保されていないが、重大事故等時に必要となる水を確保する手段として有効である。 ・使用済燃料ピットポンプ 耐震性は確保されていないが、重大事故等時に必要となる水を確保する手段として有効である。 ・2次系補給水ポンプ 耐震性は確保されていないが、重大事故等時に必要となる水を確保する手段として有効である。	
116	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-53	同上	
117	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-44	(d) 重大事故等対処設備と自主対策設備において、以下の記載を削除した。(下線部参照) ・ろ過水タンク、2次系純水タンク 耐震性は確保されていないが、重大事故等の収束に必要な水を確保する手段として有効である。	
118	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-58	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
119	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-52, 53, 54	(d) 重大事故等対処設備と自主対策設備における自主対策設備と位置付ける理由の記載適正化に伴い、相違理由欄の記載を適正化した。	
120	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-46	(b) 燃料取替用水ピットから1次系純水タンク及びほう酸タンクへの切替えにおいて、設備名称を適正化した。(下線部参照) (旧) ・非常用直流電源設備 (新) ・所内常設蓄電式直流電源設備	
121	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-56	同上	
122	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-47	(c) 電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプの水源の切替えにおいて、設備名称を適正化した。(下線部参照) (旧) ・非常用直流電源設備 (新) ・所内常設蓄電式直流電源設備	
123	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-57	同上	
124	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-47	(d) 重大事故等対処設備と自主対策設備において、以下の記載を追加及び適正化した。(下線部参照) (旧) 以上の重大事故等対処設備により、 <u>重大事故等の収束</u> に必要な十分な量の水を確保することが可能である。 (新) 以上の重大事故等対処設備により、 <u>重大事故等時</u> に必要な十分な量の水を確保することが可能である。	
125	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-58	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
126	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-47, 48	(d) 重大事故等対処設備と自主対策設備において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) ・1次系純水タンク、1次系補給水ポンプ、 <u>給水処理設備配管・弁</u> 耐震性は確保されていないが、 <u>重大事故等の収束</u> に必要な水を確保する手段として有効である。 ・2次系純水タンク耐震性は確保されていないが、 <u>重大事故等の収束</u> に必要な水を確保する手段として有効である。 (新) ・1次系純水タンク、1次系補給水ポンプ耐震性は確保されていないが、 <u>重大事故等時</u> に必要な水を確保する手段として有効である。 ・2次系純水タンク水を送水する設備である給水処理設備配管・弁の耐震性は確保されていないが、 <u>重大事故等時</u> に必要な水を確保する手段として有効である。	
127	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-58	同上	
128	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-58	(d) 重大事故等対処設備と自主対策設備における自主対策設備と位置付ける理由の記載適正化に伴い、相違理由欄の記載を適正化した。	
129	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-49	(a) 燃料取替用水ピットを水源とした充てんポンプによる原子炉容器へのほう酸水注入において、以下の記載を削除した。(下線部参照) (旧) ATWSが発生するおそれがある場合又はATWSが発生した場合、発電用原子炉の出力抑制を図った後、発電用原子炉を未臨界状態とするために化学体積制御設備又は非常用炉心冷却設備によりほう酸水の注入を行い負の反応度を添加するとともに、希釈による反応度添加の可能性を除去するためにほう酸希釈ラインを隔離する。 (新) ATWSが発生するおそれがある場合又はATWSが発生した場合、発電用原子炉の出力抑制を図った後、発電用原子炉を未臨界状態とするために化学体積制御設備によりほう酸水の注入を行い負の反応度を添加するとともに、希釈による反応度添加の可能性を除去するためにほう酸希釈ラインを隔離する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
130	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-65	同上	
131	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-50	(b) 燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプによる原子炉容器へのほう酸水注入において、以下の記載を削除した。(下線部参照) (旧) ATWSが発生するおそれがある場合又はATWSが発生した場合、発電用原子炉の出力抑制を図った後、発電用原子炉を未臨界状態とするために化学体積制御設備又は非常用炉心冷却設備によりほう酸水の注入を行い負の反応度を添加するとともに、希釈による反応度添加の可能性を除去するためにほう酸希釈ラインを隔離する。 (新) ATWSが発生するおそれがある場合又はATWSが発生した場合、発電用原子炉の出力抑制を図った後、発電用原子炉を未臨界状態とするために非常用炉心冷却設備によりほう酸水の注入を行い負の反応度を添加するとともに、希釈による反応度添加の可能性を除去するためにほう酸希釈ラインを隔離する。	
132	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-66	同上	
133	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-51	(a) 燃料取替用水ピットを水源とした1次冷却系のフィードアンドブリードにおいて、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合、又は蒸気発生器2次側からの除熱による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧を用いた1次冷却系の減圧機能が喪失した場合に、燃料取替用水ピット水を高圧注入ポンプにより原子炉容器へ注水する操作と加圧器逃がし弁の開操作により原子炉格納容器内部へ1次冷却材を放出する操作を組み合わせた1次冷却系のフィードアンドブリードにより発電用原子炉を冷却又は原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧を実施する。 (新) 蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合、蒸気発生器2次側からの除熱による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧を用いた1次冷却系の減圧機能が喪失した場合、又は蒸気発生器2次側への注水機能が喪失した場合に、燃料取替用水ピット水を高圧注入ポンプにより発電用原子炉へ注水する操作と加圧器逃がし弁の開操作により原子炉格納容器内部へ1次冷却材を放出する操作を組み合わせた1次冷却系のフィードアンドブリードにより発電用原子炉を冷却又は原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧を実施する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
134	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-66	同上	
135	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-51	(a) 燃料取替用水ピットを水源とした1次冷却系のフィードアンドブリードのi. 手順着手の判断基準において、以下の記載を追加した。(下線部参照) (i) 1次冷却系のフィードアンドブリード (ii) 蒸気発生器2次側への注水機能が喪失した場合の1次冷却系のフィードアンドブリード	
136	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-67	同上	
137	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-51	(ii) 蒸気発生器2次側への注水機能が喪失した場合の1次冷却系のフィードアンドブリードにおいて、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 又は、補助給水ピットが水源として使用できず、脱気器タンク及び2次系純水タンクへの切替えによる蒸気発生器への注水機能の喪失によって蒸気発生器水位が低下し、すべての蒸気発生器が除熱を期待できない水位(蒸気発生器水位(広域)が10%未満)になった場合に、原子炉容器へ注水するために必要な燃料取替用水ピットの水位が確保されている場合。 (新) 補助給水ピットが水源として使用できず、脱気器タンク及び2次系純水タンクへの切替えによる蒸気発生器への注水機能が喪失し、蒸気発生器水位低下によりすべての蒸気発生器の除熱が期待できない水位(蒸気発生器水位(広域)が10%未満)に達した際に、発電用原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水ピットの水位が確保されている場合。	
138	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-67	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
139	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-57	(b) 燃料取替用水ピットを水源とした充てんポンプによる原子炉容器への注水において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 非常用炉心冷却設備である高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプの故障等により燃料取替用水ピット水を原子炉容器へ注水する機能が喪失した場合、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合、炉心の著しい損傷が発生した場合において <u>溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合に、充てんポンプを起動し、燃料取替用水ピットを水源とした原子炉容器への注水を実施する。</u> (新) 非常用炉心冷却設備である高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプの故障等により燃料取替用水ピット水を原子炉容器へ注水する機能が喪失した場合、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合、 <u>常設代替交流電源設備により非常用高圧母線の受電が完了し、B-充てんポンプが使用可能な状態に復旧された場合、発電用原子炉停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、又は溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合に、充てんポンプを起動し、燃料取替用水ピットを水源とした原子炉容器への注水を実施する。</u>	
140	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-75	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
141	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-63	(e) 燃料取替用水ピットを水源としたB-格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 非常用炉心冷却設備である高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプの故障等により燃料取替用水ピット水を発電用原子炉へ注水する機能が喪失した場合、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合、炉心の著しい損傷が発生した場合において溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合、 <u>全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合に、B-格納容器スプレイポンプを起動し、B-格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水を実施する。</u> (新) 非常用炉心冷却設備である高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプの故障等により燃料取替用水ピット水を原子炉容器へ注水する機能が喪失した場合、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合、 <u>発電用原子炉停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合、又は溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合に、B-格納容器スプレイポンプを起動し、B-格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水を実施する。</u>	
142	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-81	同上	
143	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-69	e. 燃料取替用水ピットを水源とした原子炉格納容器内の冷却において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 燃料取替用水ピットを水源とした原子炉格納容器内の冷却手段は、代替格納容器スプレイポンプ、 <u>格納容器スプレイポンプがある。</u> (新) 燃料取替用水ピットを水源とした原子炉格納容器内の冷却手段は、代替格納容器スプレイポンプ <u>及び格納容器スプレイポンプがある。</u>	
144	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-87	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
145	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-69	(a) 燃料取替用水ピットを水源とした代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイにおいて、以下の記載を削除した。(下線部参照) (旧) 格納容器スプレイポンプが故障等により使用できない場合、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失が発生し、原子炉格納容器スプレイ設備による原子炉格納容器内へのスプレイができない場合、 <u>炉心の著しい損傷が発生した場合において、設計基準事故対処設備である原子炉格納容器スプレイ設備の故障により、原子炉格納容器内の冷却ができない場合、又は炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失が発生し、設計基準事故対処設備である原子炉格納容器スプレイ設備による原子炉格納容器内の冷却ができない場合に、燃料取替用水ピットを水源とした代替格納容器スプレイポンプにより原子炉格納容器内にスプレイする。</u> (新) 格納容器スプレイポンプが故障等により使用できない場合、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失が発生し、原子炉格納容器スプレイ設備による原子炉格納容器内へのスプレイができない場合に、燃料取替用水ピットを水源とした代替格納容器スプレイポンプにより原子炉格納容器内にスプレイする。	
146	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-87	同上	
147	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-75	(c) 燃料取替用水ピットを水源としたB-格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイにおいて、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失が発生した場合において代替格納容器スプレイポンプの故障等により、原子炉格納容器内へのスプレイができない場合、又は炉心の著しい損傷が発生した場合において全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により、 <u>代替格納容器スプレイポンプにより原子炉格納容器へスプレイができない場合に、燃料取替用水ピットを水源としたB-格納容器スプレイポンプにより原子炉格納容器内にスプレイする。</u> (新) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失が発生した場合に、代替格納容器スプレイポンプの故障等により、原子炉格納容器内へのスプレイができない場合は、燃料取替用水ピットを水源としたB-格納容器スプレイポンプにより原子炉格納容器内にスプレイする。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
148	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-91	同上	
149	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-77	(a) 燃料取替用水ピットを水源とした代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイにおいて、以下の記載を削除した。(下線部参照) (旧) 炉心の著しい損傷が発生した場合、又は炉心の著しい損傷が発生した場合において全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合に、燃料取替用水ピットを水源とした代替格納容器スプレイポンプにより原子炉格納容器内にスプレイする。 (新) 炉心の著しい損傷が発生した場合に、燃料取替用水ピットを水源とした代替格納容器スプレイポンプにより原子炉格納容器内にスプレイする。	
150	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-93	同上	
151	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-79	(b) 燃料取替用水ピットを水源とした格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイにおいて、以下の記載を削除した。(下線部参照) (旧) 炉心の著しい損傷が発生した場合、又は炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合に、燃料取替用水ピットを水源とした格納容器スプレイポンプにより原子炉格納容器内にスプレイする。 (新) 炉心の著しい損傷が発生した場合に、燃料取替用水ピットを水源とした格納容器スプレイポンプにより原子炉格納容器内にスプレイする。	
152	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-94	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
153	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-81	(a) 燃料取替用水ピットを水源とした代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) <u>炉心の著しい損傷が発生した場合、又は炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失が発生した場合に、原子炉格納容器の破損を防止するため代替格納容器スプレイポンプによりスプレイノズル及びスプレイリングを使用して下部に注水することで原子炉格納容器の下部に落下した熔融炉心の冷却を実施する。</u> (新) <u>残存熔融炉心を冷却し原子炉容器から原子炉格納容器への放熱量を抑制する場合、又は炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため代替格納容器スプレイポンプによりスプレイノズル及びスプレイリングを使用して下部に注水することで原子炉格納容器の下部に落下した熔融炉心の冷却を実施する。</u>	
154	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-97	同上	
155	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-84	(b) 燃料取替用水ピットを水源とした格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) <u>原子炉容器に熔融デブリが残存した場合、その熔融デブリ量が多ければ、自身の崩壊熱により原子炉下部キャビティ室に熔融落下するため、原子炉容器に熔融デブリが残存することは考えにくい</u> が、 <u>原子炉容器に残存熔融デブリが存在することを想定し、格納容器スプレイにより原子炉格納容器内へのスプレイによる残存熔融デブリの冷却(格納容器水張り)を実施する。</u> 炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため、格納容器スプレイポンプによりスプレイノズル及びスプレイリングを使用して下部に注水することで原子炉格納容器の下部に落下した熔融炉心の冷却を実施する。 また、炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に、原子炉格納容器の破損を防止するため、B-格納容器スプレイポンプにより燃料取替用水ピット水をスプレイノズル及びスプレイリングを使用して原子炉格納容器下部に注水することで、 <u>原子炉格納容器の下部に落下した熔融炉心の冷却を実施する。</u> (新) <u>残存熔融炉心を冷却し原子炉容器から原子炉格納容器への放熱量を抑制する場合、又は炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため、格納容器スプレイポンプによりスプレイノズル及びスプレイリングを使用して下部に注水することで原子炉格納容器の下部に落下した熔融炉心の冷却を実施する。</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
156	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-101	同上	
157	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-101	(b) 燃料取替用水ピットを水源とした格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水において、相違理由欄の記載を追加した。(下線部参照) (旧) 【大飯】記載表現の相違 (新) 【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)	
158	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-87	h. 燃料取替用水ピットを水源とした使用済燃料ピットへの注水において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 燃料取替用水ピットを水源とした使用済燃料ピットへの注水手段としては、燃料取替用水ポンプがある。 (新) 燃料取替用水ピットを水源とした使用済燃料ピットへの注水手段は、燃料取替用水ポンプを使用した注水手段がある。	
159	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-104	同上	
160	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-88	(a) 燃料取替用水ピットを水源とした燃料取替用水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 使用済燃料ピットの冷却機能の喪失、又は使用済燃料ピットの小規模な水の漏えいが発生した場合に、燃料取替用水ピットを水源として、燃料取替用水ポンプにより、 <u>非常用炉心冷却設備配管、燃料取扱設備及び貯蔵設備配管を経由して使用済燃料ピットへ注水する。</u> (新) 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失、又は使用済燃料ピットの小規模な水の漏えいが発生した場合に、燃料取替用水ピットを水源として、燃料取替用水ポンプにより、使用済燃料ピットへ注水する。	
161	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-104	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
162	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-92	(b) 補助給水ピットを水源としたタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水において、以下の記載を削除した。(下線部参照) (旧) 非常用油ポンプ等の機能が喪失した場合、現場で専用工具(タービン動補助給水ポンプ潤滑油供給器用)を用いてタービン動補助給水ポンプ軸受へ給油し、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁の開操作及び専用工具(蒸気加減弁開操作作用)を用いてタービン動補助給水ポンプ蒸気加減弁を押し上げることによりタービン動補助給水ポンプを起動し、補助給水ピット水を蒸気発生器へ注水する。 (新) 非常用油ポンプ等の機能が喪失した場合、現場で専用工具(タービン動補助給水ポンプ潤滑油供給器)を用いてタービン動補助給水ポンプ軸受へ給油し、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁の開操作及び専用工具(蒸気加減弁開操作作用)を用いてタービン動補助給水ポンプ蒸気加減弁を押し上げることによりタービン動補助給水ポンプを起動し、補助給水ピット水を蒸気発生器へ注水する。	
163	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-112	同上	
164	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-97	(b) 補助給水ピットを水源としたSG直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水において、以下の記載を削除した。(下線部参照) (旧) 補助給水ポンプが使用できず、さらに電動主給水ポンプが使用できない場合、補助給水ピット水をSG直接給水用高圧ポンプにより蒸気発生器への注水する。 (新) 補助給水ポンプが使用できず、さらに電動主給水ポンプが使用できない場合、補助給水ピット水をSG直接給水用高圧ポンプにより蒸気発生器へ注水する。	
165	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-116	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
166	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-98	(c) 補助給水ピットを水源としたタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水において、以下の記載を削除した。(下線部参照) (旧) 非常用油ポンプ等の機能が喪失した場合、現場で専用工具(タービン動補助給水ポンプ潤滑油供給器)を用いてタービン動補助給水ポンプ軸受へ給油し、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁の開操作及び専用工具(蒸気加減弁開操作)を用いてタービン動補助給水ポンプ蒸気加減弁を押し上げることによりタービン動補助給水ポンプを起動し、補助給水ピット水を蒸気発生器へ注水する。 (新) 非常用油ポンプ等の機能が喪失した場合、現場で専用工具(タービン動補助給水ポンプ潤滑油供給器)を用いてタービン動補助給水ポンプ軸受へ給油し、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁の開操作及び専用工具(蒸気加減弁開操作)を用いてタービン動補助給水ポンプ蒸気加減弁を押し上げることによりタービン動補助給水ポンプを起動し、補助給水ピット水を蒸気発生器へ注水する。	
167	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-117	同上	
168	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-102	(a) 補助給水ピットを水源とした電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水において、以下の記載を適正化した。 (下線部参照) (旧) 1次冷却材喪失事象が発生していない場合に、 <u>余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合は</u> 、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプを起動し、補助給水ピットを水源とした蒸気発生器への注水を実施する。 (新) 1次冷却材喪失事象が発生していない場合で余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、 <u>又は発電用原子炉停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合に</u> 、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプを起動し、補助給水ピットを水源とした蒸気発生器への注水を実施する。	
169	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-120	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
170	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-103	(b) 補助給水ピットを水源としたSG直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 1次冷却材喪失事象が発生していない場合で余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、 <u>全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により、余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合に、SG直接給水用高圧ポンプを起動し、補助給水ピットを水源とした蒸気発生器への注水を実施する。</u> (新) 1次冷却材喪失事象が発生していない場合で余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、 <u>発電用原子炉停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、又は全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により、余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合に、SG直接給水用高圧ポンプを起動し、補助給水ピットを水源とした蒸気発生器への注水を実施する。</u>	
171	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-121	同上	
172	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-109	(b) 補助給水ピットを水源としたSG直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 補助給水ポンプが使用できず、さらに電動主給水ポンプが使用できない場合、補助給水ピット水をSG直接給水用高圧ポンプにより蒸気発生器へ注水する。 <u>また、全交流動力電源が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却を行うため、補助給水ピット水をSG直接給水用高圧ポンプにより蒸気発生器へ注水する。</u> (新) 補助給水ポンプが使用できず、さらに電動主給水ポンプが使用できない場合、 <u>又は全交流動力電源が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合に、補助給水ピット水をSG直接給水用高圧ポンプにより蒸気発生器へ注水する。</u>	
173	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-133	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
174	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-112	<p>(a) ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉容器への注水において、以下の記載を追加した。(下線部参照)</p> <p>重大事故等の発生時において、原子炉容器への注水中に燃料取替用水ピットの枯渇又は破損により供給が必要な場合、非常用炉心冷却設備である高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプの故障等により燃料取替用水ピット水を原子炉容器へ注水する機能が喪失した場合、全交流動力電源喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合、原子炉補機冷却機能喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合、<u>発電用原子炉停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、全交流動力電源喪失により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合に、又は溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合に、</u>ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉容器への注水を実施する。</p> <p>-----</p> <p>(a) ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉容器への注水において、以下の記載を削除した。(下線部参照)</p> <p>(旧) 使用に際しては、重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生していないことを確認して使用する。</p> <p>(新) 使用には、重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生していないことを確認して使用する。</p>	
175	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-148	同上	
176	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-148	<p>(a) ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉容器への注水において、相違理由欄の記載を削除した。(下線部参照)</p> <p><u>【大飯】記載表現の相違</u> ・条文間の記載を統一した。</p> <p><u>【大飯】記載方針の相違</u> (女川審査実績の反映)</p>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
177	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-116	(a) ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイにおいて、以下の記載を削除した。(下線部参照) (旧) 重大事故等の発生時において、原子炉格納容器内へのスプレイ中に燃料取替用水ピットの枯渇又は破損により供給が必要な場合、格納容器スプレイポンプが故障等により使用できず、代替格納容器スプレイポンプにより原子炉格納容器内にスプレイできない場合、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失が発生した場合に、代替格納容器スプレイポンプ及びB-格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイができない場合、 <u>炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器スプレイポンプが故障等により使用できず、代替格納容器スプレイポンプにより原子炉格納容器内にスプレイできない場合、炉心の著しい損傷が発生した場合に、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失が発生し、代替格納容器スプレイポンプ、B-格納容器スプレイポンプにより原子炉格納容器内へスプレイができない場合に、</u> ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプにより原子炉格納容器内にスプレイする。 (新) 重大事故等の発生時において、原子炉格納容器内へのスプレイ中に燃料取替用水ピットの枯渇又は破損により供給が必要な場合、格納容器スプレイポンプが故障等により使用できず、代替格納容器スプレイポンプにより原子炉格納容器内にスプレイできない場合、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失が発生した場合に、代替格納容器スプレイポンプ及びB-格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイができない場合に、ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプにより原子炉格納容器内にスプレイする。	
178	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-152	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
179	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-122	<p>(a)ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器下部への注水において、以下の記載を削除した。(下線部参照)</p> <p>(旧) 炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため、ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプにより、スプレインゾル及びスプレイリングを使用して原子炉格納容器下部に注水することで、原子炉格納容器の下部に落下した熔融炉心の冷却を実施する。 炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に、原子炉格納容器の破損を防止するため、ディーゼル駆動消火ポンプによりろ過水タンク水をスプレインゾル及びスプレイリングを使用して原子炉格納容器下部に注水することで、原子炉格納容器の下部に落下した熔融炉心の冷却を実施する。 使用に際しては、重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生していないことを確認して使用する。</p> <p>(新) 炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため、ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプにより、スプレインゾル及びスプレイリングを使用して原子炉格納容器下部に注水することで、原子炉格納容器の下部に落下した熔融炉心の冷却を実施する。 使用に際しては、重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生していないことを確認して使用する。</p>	
180	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-156	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
181	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-125	(a)代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 重大事故等の発生時において、蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却(注水)中に補助給水ピットが枯渇又は破損により機能喪失し、2次系純水タンクが破損等により機能喪失した場合、又は補助給水ポンプが使用できず、さらに電動主給水ポンプ及びSG直接給水用高圧ポンプが使用できない場合に主蒸気ライン圧力が約1.3MPa[gage]まで低下している場合に、可搬型大型送水ポンプ車を起動し、代替給水ピットを水源とした蒸気発生器への注水を実施する。 (新) 重大事故等の発生時において、蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却(注水)中に補助給水ピットが枯渇又は破損により機能喪失し、2次系純水タンクが破損等により機能喪失した場合、又は補助給水ポンプが使用できず、さらに電動主給水ポンプ及びSG直接給水用高圧ポンプが使用できない場合に主蒸気ライン圧力が約1.3MPa[gage]まで低下している場合は、可搬型大型送水ポンプ車を起動し、代替給水ピットを水源とした蒸気発生器への注水を実施する。	
182	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-162	同上	
183	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-128	(a)代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 重大事故等の発生時において、蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却(注水)中に補助給水ピットが枯渇又は破損により機能喪失し、2次系純水タンクが破損等により機能喪失した場合、又は補助給水ポンプが使用できず、さらに電動主給水ポンプ及びSG直接給水用高圧ポンプが使用できない場合に、主蒸気ライン圧力が約1.3MPa [gage]まで低下している場合、可搬型大型送水ポンプ車を起動し、代替給水ピットを水源とした蒸気発生器への注水を実施する。 (新) 重大事故等の発生時において、蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却(注水)中に補助給水ピットが枯渇又は破損により機能喪失し、2次系純水タンクが破損等により機能喪失した場合、又は補助給水ポンプが使用できず、さらに電動主給水ポンプ及びSG直接給水用高圧ポンプが使用できない場合に、主蒸気ライン圧力が約1.3MPa [gage]まで低下している場合は、可搬型大型送水ポンプ車を起動し、代替給水ピットを水源とした蒸気発生器への注水を実施する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
184	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-164	同上	
185	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-129, 130	(a)代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 重大事故等の発生時において、原子炉容器への注水中に燃料取替用水ピットの枯渇又は破損により供給が必要な場合、非常用炉心冷却設備である高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプの故障等により燃料取替用水ピット水を原子炉容器へ注水する機能が喪失した場合、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合、 <u>炉心の著しい損傷が発生した場合において溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合、又は全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合に、可搬型大型送水ポンプ車を起動し、代替給水ピットを水源とした原子炉容器への注水を実施する。</u> (新) 重大事故等の発生時において、原子炉容器への注水中に燃料取替用水ピットの枯渇又は破損により供給が必要な場合、非常用炉心冷却設備である高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプの故障等により燃料取替用水ピット水を原子炉容器へ注水する機能が喪失した場合、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合、 <u>発電用原子炉停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合、又は溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合に、可搬型大型送水ポンプ車を起動し、代替給水ピットを水源とした原子炉容器への注水を実施する。</u>	
186	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-166	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
187	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-134	<p>(a) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水において、以下の記載を適正化した。(下線部参照)</p> <p>(旧) 重大事故等の発生時において、蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却(注水)中に補助給水ピットが枯渇又は破損により機能喪失し、2次系純水タンクが破損等により機能喪失した場合、1次冷却材喪失事象が発生していない場合において余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合に、可搬型大型送水ポンプ車により代替給水ピットから蒸気発生器へ注水する手順を整備する。</p> <p>(新) 重大事故等の発生時において、蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却(注水)中に補助給水ピットが枯渇又は破損により機能喪失し、2次系純水タンクが破損等により機能喪失した場合、1次冷却材喪失事象が発生していない場合で余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、<u>発電用原子炉停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、又は全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合に、可搬型大型送水ポンプ車により代替給水ピットから蒸気発生器へ注水する手順を整備する。</u> <u>なお、淡水を蒸気発生器へ注水する場合、蒸気発生器器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため、蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。</u></p>	
188	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-170	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
189	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-136	<p>(a) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水において、以下の記載を削除した。(下線部参照)</p> <p>(旧) <u>重大事故等の発生時において、蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却(注水)中に補助給水ピットが枯渇又は破損により機能喪失し、2次系純水タンクが破損等により機能喪失した場合、補助給水ポンプが使用できず、さらに電動主給水ポンプ及びSG直接給水用高圧ポンプが使用できず、かつ主蒸気ライン圧力が約1.3MPa[gage]まで低下している場合、又は補助給水ポンプが使用できず、さらにSG直接給水用高圧ポンプが使用できず、かつ主蒸気ライン圧力が約1.3MPa[gage]まで低下している場合に、可搬型大型送水ポンプ車を起動し、代替給水ピットを水源とした蒸気発生器への注水を実施する。</u> なお、淡水を蒸気発生器へ注水する場合、蒸気発生器器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため、蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。</p> <p>(新) 補助給水ポンプが使用できず、さらに電動主給水ポンプ及びSG直接給水用高圧ポンプが使用できず、かつ主蒸気ライン圧力が約1.3MPa[gage]まで低下している場合、又は補助給水ポンプが使用できず、さらにSG直接給水用高圧ポンプが使用できず、かつ主蒸気ライン圧力が約1.3MPa[gage]まで低下している場合に、可搬型大型送水ポンプ車を起動し、代替給水ピットを水源とした蒸気発生器への注水を実施する。 なお、淡水を蒸気発生器へ注水する場合、蒸気発生器器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため、蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。</p>	
190	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-173	同上	
191	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-137	<p>(a) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 i. 手順着手の判断基準において、以下の記載を削除した。(下線部参照)</p> <p>(iii) 補助給水ピットから代替給水ピットへの切替え <u>蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却(注水)中に補助給水ピットが枯渇又は破損により機能喪失した場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要すると判断した場合又は原水槽が使用できない場合に、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。</u></p>	
192	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-173	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
193	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-138	<p>(a) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内の冷却において、以下の記載を適正化した。(下線部参照)</p> <p>(旧) 重大事故等の発生時において、原子炉格納容器内へのスプレイ中に燃料取替用水ピットの枯渇又は破損により供給が必要な場合、格納容器スプレイポンプが故障等により使用できず、代替格納容器スプレイポンプ、電動機駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプにより原子炉格納容器内にスプレイできない場合、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失が発生した場合に代替格納容器スプレイポンプ、B-格納容器スプレイポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプの故障等により、原子炉格納容器内へのスプレイができない場合、炉心の著しい損傷が発生した場合において、代替格納容器スプレイポンプ、電動機駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプにより原子炉格納容器内にスプレイできない場合、又は炉心の著しい損傷が発生した場合において全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失が発生し、代替格納容器スプレイポンプ、B-格納容器スプレイポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器へスプレイができない場合に、可搬型大型送水ポンプ車により原子炉格納容器内にスプレイする。</p> <p>(新) 重大事故等の発生時において、原子炉格納容器内へのスプレイ中に燃料取替用水ピットの枯渇又は破損により供給が必要な場合、格納容器スプレイポンプが故障等により使用できず、代替格納容器スプレイポンプ、電動機駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプにより原子炉格納容器内にスプレイできない場合、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失が発生した場合に代替格納容器スプレイポンプ、B-格納容器スプレイポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプの故障等により、原子炉格納容器内へのスプレイができない場合に、可搬型大型送水ポンプ車により原子炉格納容器内にスプレイする。</p>	
194	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-175	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
195	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-144	(a) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器下部への注水において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため、 <u>電動機駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプが使用できない場合、又は炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に、原子炉格納容器の破損を防止するため、ディーゼル駆動消火ポンプが使用できない場合に、</u> 原子炉格納容器の破損を防止するため可搬型大型送水ポンプ車により原子炉格納容器の下部に落下した熔融炉心の冷却を実施する。 (新) 炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するためディーゼル駆動消火ポンプが使用できない場合に、原子炉格納容器の破損を防止するため可搬型大型送水ポンプ車により原子炉格納容器の下部に落下した熔融炉心の冷却を実施する。	
196	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-183	同上	
197	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-146	(a) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失、又は使用済燃料ピットからの小規模な水の漏えいが発生した場合に、代替給水ピットを水源とし可搬型大型送水ポンプ車により使用済燃料ピットへ注水する。 (新) 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失、又は使用済燃料ピットの小規模な水の漏えいが発生した場合に、代替給水ピットを水源として可搬型大型送水ポンプ車により使用済燃料ピットへ注水する。	
198	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-187	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
199	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-154	c. 原水槽を水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉容器への注水において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 原水槽を水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉容器への注水手段としては、可搬型大型送水ポンプ車がある。 (新) 原水槽を水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉容器への注水手段は、可搬型大型送水ポンプ車がある。	
200	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-197	同上	
201	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-155	(a) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 重大事故等の発生時において、原子炉容器への注水中に燃料取替用水ピットの枯渇又は破損等により供給が必要な場合、非常用炉心冷却設備である高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプの故障等により燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する機能が喪失した場合、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合、 <u>炉心の著しい損傷が発生した場合において溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合に、可搬型大型送水ポンプ車を起動し、原水槽を水源とした原子炉容器への注水を実施する。</u> (新) 重大事故等の発生時において、原子炉容器への注水中に燃料取替用水ピットの枯渇又は破損等により供給が必要な場合、非常用炉心冷却設備である高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプの故障等により燃料取替用水ピット水を原子炉容器へ注水する機能が喪失した場合、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合、 <u>発電用原子炉停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合、又は溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合に、可搬型大型送水ポンプ車を起動し、原水槽を水源とした原子炉容器への注水を実施する。</u>	
202	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-198	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
203	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-159	<p>(a) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水において、以下の記載を適正化した。(下線部参照)</p> <p>(旧) 重大事故等の発生時において、蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却(注水)中に補助給水ピットが枯渇又は破損等により機能喪失し、2次系純水タンクが破損等により機能喪失した場合、1次冷却材喪失事象が発生していない場合において余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失において余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合、可搬型大型送水ポンプ車を起動し、原水槽を水源とした蒸気発生器への注水を実施する。</p> <p>(新) 重大事故等の発生時において、蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却(注水)中に補助給水ピットが枯渇又は破損等により機能喪失し、2次系純水タンクが破損等により機能喪失した場合、1次冷却材喪失事象が発生していない場合で余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、<u>発電用原子炉停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により、余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合に、可搬型大型送水ポンプ車を起動し、原水槽を水源とした蒸気発生器への注水を実施する。</u> <u>なお、淡水を蒸気発生器へ注水する場合、蒸気発生器器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため、蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。</u></p>	
204	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-202	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
205	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-161	(a) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) <u>重大事故等の発生時において、蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却(注水)中に補助給水ピットが枯渇又は破損等により機能喪失し、2次系純水タンクが破損等により機能喪失した場合、補助給水ポンプが使用できず、さらに電動主給水ポンプ及びSG直接給水用高压ポンプが使用できず、かつ主蒸気ライン圧力が約1.3MPa[gage]まで低下している場合、又は補助給水ポンプが使用できず、さらにSG直接給水用高压ポンプが使用できず、かつ主蒸気ライン圧力が約1.3MPa[gage]まで低下している場合に、可搬型大型送水ポンプ車を起動し、原水槽を水源とした蒸気発生器への注水を実施する。</u> なお、淡水を蒸気発生器へ注水する場合、蒸気発生器器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため、蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。 (新) 補助給水ポンプが使用できず、さらに電動主給水ポンプ及びSG直接給水用高压ポンプが使用できず、かつ主蒸気ライン圧力が約1.3MPa[gage]まで低下している場合、又は補助給水ポンプが使用できず、さらにSG直接給水用高压ポンプが使用できず、かつ主蒸気ライン圧力が約1.3MPa[gage]まで低下している場合に、可搬型大型送水ポンプ車を起動し、原水槽を水源とした蒸気発生器への注水を実施する。 なお、淡水を蒸気発生器へ注水する場合、蒸気発生器器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため、蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。	
206	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-204	同上	
207	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-162	(a) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 i. 手順着手の判断基準において、以下の記載を削除した。(下線部参照) (iii) 補助給水ピットから原水槽への水源切替 蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却(注水)中に補助給水ピットが枯渇又は破損等により機能喪失した場合において、海水の取水ができない場合に、原水槽の水位が確保され、使用できることを確認した場合。	
208	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-205	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
209	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-163	<p>(a) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内の冷却において、以下の記載を適正化した。(下線部参照)</p> <p>(旧)</p> <p>重大事故等の発生時において、原子炉格納容器内へのスプレイ中に燃料取替用水ピットの枯渇又は破損等により供給が必要な場合、格納容器スプレイポンプが故障等により使用できず、代替格納容器スプレイポンプ、電動機駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプにより原子炉格納容器内にスプレイできない場合、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失が発生した場合に、代替格納容器スプレイポンプ、B-格納容器スプレイポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプの故障等により原子炉格納容器へのスプレイができない場合、炉心の著しい損傷が発生した場合において、代替格納容器スプレイポンプ、電動機駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプにより原子炉格納容器内にスプレイできない場合、又は炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により、代替格納容器スプレイポンプ、B-格納容器スプレイポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイができない場合に、可搬型大型送水ポンプ車により原子炉格納容器内へのスプレイする。</p> <p>(新)</p> <p>重大事故等の発生時において、原子炉格納容器内へのスプレイ中に燃料取替用水ピットの枯渇又は破損等により供給が必要な場合、格納容器スプレイポンプが故障等により使用できず、代替格納容器スプレイポンプ、電動機駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプにより原子炉格納容器内にスプレイできない場合、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失が発生した場合に、代替格納容器スプレイポンプ、B-格納容器スプレイポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプの故障等により、原子炉格納容器へのスプレイができない場合に、可搬型大型送水ポンプ車により原子炉格納容器内へのスプレイする。</p>	
210	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-207	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
211	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-168	(a) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器下部への注水において、以下の記載を削除した。(下線部参照) (旧) 炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため、 <u>電動機駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプが使用できない場合、又は炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に、原子炉格納容器の破損を防止するため、ディーゼル駆動消火ポンプが使用できない場合に、原子炉格納容器の破損を防止するため可搬型大型送水ポンプ車により原子炉格納容器の下部に落下した熔融炉心の冷却を実施する。</u> (新) 炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため可搬型大型送水ポンプ車により原子炉格納容器の下部に落下した熔融炉心の冷却を実施する。	
212	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-214	同上	
213	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-170	(a) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失、又は使用済燃料ピット水の小規模な水の漏えいが発生した場合に、原水槽を水源とし可搬型大型送水ポンプ車により使用済燃料ピットへ注水する。 (新) 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失、又は使用済燃料ピットの小規模な水の漏えいが発生した場合に、原水槽を水源として可搬型大型送水ポンプ車により使用済燃料ピットへ注水する。	
214	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-218	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
215	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-174	(a) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインノズルによる大気への放射性物質の拡散抑制において、以下の記載を適正化した。 (下線部参照) (旧) 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいにより、使用済燃料ピットの水位が異常に低下し、使用済燃料ピットへの注水を実施しても水位を維持できない場合に、原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインノズルにより使用済燃料ピットへのスプレイし、大気への放射性物質の拡散を抑制する手順を整備する。 (新) 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいにより、使用済燃料ピットの水位が異常に低下し、使用済燃料ピットへの注水を実施しても水位を維持できない場合に、原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインノズルにより使用済燃料ピットにスプレイし、大気への放射性物質の拡散を抑制する手順を整備する。	
216	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-223	同上	
217	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-176	(a) 2次系純水タンクを水源とした2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水において、以下の記載を追加した。(下線部参照) (旧) 使用済燃料ピットの冷却機能の喪失、又は使用済燃料ピットの小規模な水の漏えいが発生した場合に、2次系純水タンクを水源として2次系補給水ポンプにより使用済燃料ピットへ注水する。 (新) 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失、又は使用済燃料ピットの小規模な水の漏えいが発生した場合に、2次系純水タンクを水源として2次系補給水ポンプにより使用済燃料ピットへ注水する。	
218	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-225	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
219	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-179	(a) 脱気器タンクを水源とした電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水において、以下の記載を追加した。(下線部参照) (旧) 補助給水ポンプが使用できない場合に、電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水を実施する。 (新) 重大事故等の発生時において、蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却(注水)中に補助給水ピットが枯渇又は破損により機能喪失した場合、又は補助給水ポンプが使用できない場合に、電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水を実施する。	
220	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-227	同上	
221	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-179	(a) 脱気器タンクを水源とした電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水 i. 手順着手の判断基準において、以下の記載を追加した。(下線部参照) (旧) 補助給水ポンプの故障等により、補助給水流量等が確認できない場合に、外部電源により常用母線が受電され、蒸気発生器へ注水するために必要な脱気器タンク水位が確保されている場合。 【1.3.2.1(2)b.】 (新) (i) 電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水 補助給水ポンプの故障等により、補助給水流量等が確認できない場合に、外部電源により常用母線が受電され、蒸気発生器へ注水するために必要な脱気器タンク水位が確保されている場合。 【1.3.2.1(2)b.】 (ii) 補助給水ピットから脱気器タンクへの切替え 蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却(注水)中に補助給水ピットが枯渇又は破損により機能喪失した場合に、脱気器タンクの水位が確保され、使用できることを確認した場合。	
222	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-227, 228	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
223	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-229	(a) 脱気器タンクを水源とした電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水 i. 手順着手の判断基準において、相違理由欄の記載を追加した。(下線部参照) <u>【女川】 記載内容の相違</u> <u>炉型の相違による対応手段の相違</u> <u>【大飯】 設備の相違 (相違理由⑱)</u> <u>【大飯】 運用の相違 (相違理由①)</u> <u>【大飯】 記載表現の相違</u>	
224	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-180	(a) 脱気器タンクを水源とした電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水において、以下の記載を追加した。(下線部参照) (旧) 1次冷却材喪失事象が発生していない場合で余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、常用設備である電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水を実施する。 (新) <u>重大事故等の発生時において、蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却(注水)中に補助給水ピットが枯渇又は破損により機能喪失した場合、1次冷却材喪失事象が発生していない場合で余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、又は発電用原子炉停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合に、常用設備である電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水を実施する。</u>	
225	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-229	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
226	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-180, 181	<p>(a) 脱気器タンクを水源とした電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水 i. 手順着手の判断基準において、以下の記載を追加した。(下線部参照)</p> <p>(旧) 電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプの故障等により、補助給水流量等が確認できない場合に、外部電源により常用母線が受電され、2次冷却系の設備が運転中であり、蒸気発生器へ注水するために必要な脱気器タンク水位が確保されている場合。 【1.4.2.2(1) a. (b)】</p> <p>(新) (i) 電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水 電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプの故障等により、補助給水流量等が確認できない場合に、外部電源により常用母線が受電され、2次冷却系の設備が運転中であり、蒸気発生器へ注水するために必要な脱気器タンク水位が確保されている場合。 【1.4.2.2(1) a. (b)】</p> <p>(ii) 電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水 電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプの故障等により、蒸気発生器への注水を補助給水流量等で確認できない場合に、外部電源により常用母線が受電され、2次冷却系の設備が運転中であり、蒸気発生器へ注水するために必要な脱気器タンク水位が確保されている場合。 【1.4.2.3(1) e. (b)】</p> <p>(iii) 補助給水ピットから脱気器タンクへの切替え 蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却(注水)中に補助給水ピットが枯渇又は破損により機能喪失した場合に、脱気器タンクの水位が確保され、使用できることを確認した場合。</p>	
227	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-229	同上	
228	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-183	<p>(a) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水において、以下の記載を追加した。(下線部参照)</p> <p>(旧) 蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉冷却(注水)中に・・・海を水源とした蒸気発生器への注水を実施する。</p> <p>(新) 蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却(注水)中に・・・海を水源とした蒸気発生器への注水を実施する。</p>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
229	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-236	同上	
230	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-185	b. 海を水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための蒸気発生器への注水において、以下の記載を追加した。(下線部参照) (旧) 海を水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための蒸気発生器への注水手段は、可搬型大型送水ポンプ車がある。 (新) 海を水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための蒸気発生器への注水手段としては、可搬型大型送水ポンプ車がある。	
231	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-238	同上	
232	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-185	(a)海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却(注水)中に補助給水ピットが枯渇又は破損等により機能喪失し、2次系純水タンク及び脱気器タンクが枯渇又は破損等により機能喪失した場合、又は補助給水ポンプが使用できず、さらに電動主給水ポンプ及びSG直接給水用高圧ポンプが使用できない場合、主蒸気ライン圧力が約1.3MPa[gage]まで低下している場合に、可搬型大型送水ポンプ車を起動し、海を水源とした蒸気発生器へ注水する。 (新) 蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却(注水)中に補助給水ピットが枯渇又は破損等により機能喪失し、2次系純水タンク及び脱気器タンクが枯渇又は破損等により機能喪失した場合、又は補助給水ポンプが使用できず、さらに電動主給水ポンプ及びSG直接給水用高圧ポンプが使用できない場合に、主蒸気ライン圧力が約1.3MPa[gage]まで低下している場合、可搬型大型送水ポンプ車を起動し、海を水源とした蒸気発生器へ注水する。	
233	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-239	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
234	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-186, 187	(a) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 重大事故等の発生時において、原子炉容器への注水中に燃料取替用水ピットの枯渇又は破損により供給が必要な場合、非常用炉心冷却設備である高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプの故障等により燃料取替用水ピット水を原子炉容器へ注水する機能が喪失した場合、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合、炉心の著しい損傷が発生した場合において溶解炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合、又は全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に溶解炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合に、可搬型大型送水ポンプ車を起動し、海を水源とした原子炉容器への注水を実施する。 (新) 重大事故等の発生時において、原子炉容器への注水中に燃料取替用水ピットの枯渇又は破損により供給が必要な場合、非常用炉心冷却設備である高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプの故障等により燃料取替用水ピット水を原子炉容器へ注水する機能が喪失した場合、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合、 <u>発電用原子炉停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合、又は溶解炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合に、可搬型大型送水ポンプ車を起動し、海を水源とした原子炉容器への注水を実施する。</u>	
235	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-241	同上	
236	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-190	d. 海を水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の蒸気発生器への注水において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 海を水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の蒸気発生器への注水手段としては、可搬型大型送水ポンプ車がある。 (新) <u>原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の海を水源とした蒸気発生器への注水手段としては、可搬型大型送水ポンプ車がある。</u>	
237	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-246	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
238	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-190	(a) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 重大事故等の発生時において、蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却(注水)中に補助給水ピットが枯渇又は破損により機能喪失し、2次系純水タンク及び脱気器タンクが枯渇又は破損により機能喪失した場合、又は1次冷却材喪失事象が発生していない場合で余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により、余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合に、可搬型大型送水ポンプ車を起動し、海を水源とした蒸気発生器への注水を実施する。 (新) 重大事故等の発生時において、蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却(注水)中に補助給水ピットが枯渇又は破損により機能喪失し、2次系純水タンク及び脱気器タンクが枯渇又は破損により機能喪失した場合、1次冷却材喪失事象が発生していない場合で余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、 <u>発電用原子炉停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により、余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合に、可搬型大型送水ポンプ車を起動し、海を水源とした蒸気発生器への注水を実施する。</u>	
239	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-246	同上	
240	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-195	(a) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 重大事故等の発生時において、蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却(注水)中に補助給水ピットが枯渇又は破損等により機能喪失し、 <u>2次系純水タンク及び脱気器タンクが枯渇又は破損により機能喪失した場合、補助給水ポンプが使用できず、さらに電動主給水ポンプ及びSG直接給水用高圧ポンプが使用できず、かつ主蒸気ライン圧力が約1.3MPa[gage]まで低下している場合又は補助給水ポンプが使用できず、さらにSG直接給水用高圧ポンプが使用できず、かつ主蒸気ライン圧力が約1.3MPa [gage]まで低下している場合に、可搬型大型送水ポンプ車を起動し、海を水源とした蒸気発生器への注水を実施する。</u> (新) 補助給水ポンプが使用できず、さらに電動主給水ポンプ及びSG直接給水用高圧ポンプが使用できず、かつ主蒸気ライン圧力が約1.3MPa[gage]まで低下している場合、又は補助給水ポンプが使用できず、さらにSG直接給水用高圧ポンプが使用できず、かつ主蒸気ライン圧力が約1.3MPa [gage]まで低下している場合に、可搬型大型送水ポンプ車を起動し、海を水源とした蒸気発生器への注水を実施する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
241	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-252	同上	
242	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-196	(a) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 i . 手順着手の判断基準において、以下の記載を削除した。(下線部参照) (iii) 補助給水ピットから海への切替え <u>蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却(注水)中に補助給水ピットが枯渇又は破損により機能喪失した場合。</u>	
243	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-252	同上	
244	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-196	(b) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードにおいて、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 原子炉補機冷却海水ポンプ又は原子炉補機冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合又は全交流動力電源が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合に、・・・蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードを実施する。 (新) 原子炉補機冷却海水ポンプ又は原子炉補機冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、又は全交流動力電源が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合に、・・・蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードを実施する。	
245	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-254	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
246	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-199	(a) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内の冷却において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 重大事故等の発生時において、原子炉格納容器内へのスプレイ中に燃料取替用水ピットの枯渇又は破損により供給が必要な場合、格納容器スプレイポンプが故障等により使用できず、代替格納容器スプレイポンプ、電動機駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプにより原子炉格納容器内にスプレイできない場合、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失が発生した場合に、代替格納容器スプレイポンプ、B-格納容器スプレイポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプの故障等により原子炉格納容器内へのスプレイができない場合、炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器スプレイポンプが故障等により使用できず、代替格納容器スプレイポンプ、電動機駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプにより原子炉格納容器内にスプレイできない場合、又は炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失が発生し、代替格納容器スプレイポンプ、B-格納容器スプレイポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイができない場合は、可搬型大型送水ポンプ車により原子炉格納容器内にスプレイする。 (新) 重大事故等の発生時において、原子炉格納容器内へのスプレイ中に燃料取替用水ピットの枯渇又は破損により供給が必要な場合、格納容器スプレイポンプが故障等により使用できず、代替格納容器スプレイポンプ、電動機駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプにより、原子炉格納容器内にスプレイできない場合、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失が発生した場合に、代替格納容器スプレイポンプ、B-格納容器スプレイポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプの故障等により原子炉格納容器内へのスプレイができない場合は、可搬型大型送水ポンプ車により原子炉格納容器内にスプレイする。	
247	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-257	同上	
248	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-202	(b) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内の冷却において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失が発生し、原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合、 <u>・・・・格納容器内自然対流冷却を実施する。</u> (新) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失が発生し、原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合に、 <u>・・・・格納容器内自然対流冷却を実施する。</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
249	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-261	同上	
250	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-207	(a) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器下部への注水において、以下の記載を削除した。(下線部参照) (旧) 炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため、電動機駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプが使用できない場合、又は炉心の著しい損傷が発生した場合において全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に、原子炉格納容器の破損を防止するため可搬型大型送水ポンプ車により海水をスプレインズル及びスプレイリングを使用して原子炉格納容器下部に注水することで、原子炉格納容器の下部に落下した熔融炉心の冷却を実施する。 (新) 炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため可搬型大型送水ポンプ車により海水をスプレインズル及びスプレイリングを使用して原子炉格納容器下部に注水することで、原子炉格納容器の下部に落下した熔融炉心の冷却を実施する。	
251	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-268	同上	
252	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-208	(a) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失、又は使用済燃料ピットの小規模な水の漏えいが発生した場合に、海を水源とし可搬型大型送水ポンプ車により使用済燃料ピットへ注水する。 (新) 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失、又は使用済燃料ピットの小規模な水の漏えいが発生した場合に、海を水源として可搬型大型送水ポンプ車により使用済燃料ピットへ注水する。	
253	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-273	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
254	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料</p> <p>1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)</p>	1.13-228	<p>(a) ほう酸タンクを水源としたほう酸ポンプ及び充てんポンプによる原子炉容器へのほう酸水注入において、以下の記載を適正化した。(下線部参照)</p> <p>(旧)</p> <p>ATWSが発生するおそれがある場合又はATWSが発生した場合、発電用原子炉の出力抑制を図った後、発電用原子炉を未臨界状態とするために化学体積制御設備又は非常用炉心冷却設備によりほう酸水の注入を行い負の反応度を添加するとともに、希釈による反応度添加の可能性を除去するためにほう酸希釈ラインを隔離する。</p> <p>(新)</p> <p>ATWSが発生するおそれがある場合又はATWSが発生した場合、発電用原子炉の出力抑制を図った後、発電用原子炉を未臨界状態とするために化学体積制御設備によりほう酸水の注入を行い負の反応度を添加するとともに、希釈による反応度添加の可能性を除去するためにほう酸希釈ラインを隔離する。</p>	
255	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表</p> <p>1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)</p>	1.13-292	同上	
256	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料</p> <p>1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)</p>	1.13-230	<p>(b) 格納容器再循環サンプを水源とした高圧注入ポンプによる高圧再循環運転において、以下の記載を追加した。(下線部参照)</p> <p>(旧)</p> <p>再循環運転中に非常用炉心冷却設備である余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により格納容器再循環サンプ水を原子炉容器へ注水する機能が喪失した場合に、高圧注入ポンプを起動し、格納容器再循環サンプを水源とした高圧再循環運転を実施する。</p> <p>(新)</p> <p>再循環運転中に非常用炉心冷却設備である余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去ポンプによる格納容器再循環サンプ水を原子炉容器へ注水する機能が喪失した場合、<u>発電用原子炉停止中に、余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、又は高圧注入ポンプが健全な場合に、</u>高圧注入ポンプを起動し、格納容器再循環サンプを水源とした高圧再循環運転を実施する。</p>	
257	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表</p> <p>1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)</p>	1.13-304	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
258	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-233	(a) 格納容器再循環サンプを水源としたB-格納容器スプレイポンプ (RHRS-CSS連絡ライン使用) による代替再循環運転において、以下の記載を追加した。(下線部参照) (旧) 再循環運転中に非常用炉心冷却設備である余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により格納容器再循環サンプ水を原子炉容器へ注水する機能が喪失した場合に、格納容器再循環サンプを水源としたB-格納容器スプレイポンプ及びB-格納容器スプレイ冷却器により格納容器再循環サンプを水源とした代替再循環運転を実施する。 (新) 再循環運転中に非常用炉心冷却設備である余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により格納容器再循環サンプ水を原子炉容器へ注水する機能が喪失した場合、又は発電用原子炉停止中に、余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合に、格納容器再循環サンプを水源としたB-格納容器スプレイポンプ及びB-格納容器スプレイ冷却器により格納容器再循環サンプを水源とした代替再循環運転を実施する。	
259	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-307	同上	
260	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-234	(b) A-高压注入ポンプ及び可搬型大型送水ポンプ車による高压代替再循環運転において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 全交流動力電源喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生し、原子炉冷却機能が喪失した場合、又は1次冷却材喪失事象時における再循環運転時に原子炉補機冷却機能が喪失した場合に、A-高压注入ポンプ及び可搬型大型送水ポンプ車を起動し、格納容器再循環サンプを水源とした高压代替再循環運転を実施する。 (新) 全交流動力電源喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生し、原子炉冷却機能が喪失した場合、1次冷却材喪失事象時における再循環運転時に原子炉補機冷却機能が喪失した場合、全交流動力電源喪失により、A-高压注入ポンプによる高压代替再循環運転による原子炉容器への注水ができない場合、発電用原子炉停止中において、全交流動力電源喪失により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合、又は発電用原子炉停止中において、原子炉補機冷却機能が喪失し余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合に、A-高压注入ポンプ及び可搬型大型送水ポンプ車を起動し、格納容器再循環サンプを水源とした高压代替再循環運転を実施する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
261	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-309	同上	
262	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-237	(1) 燃料取替用水ピットへ水を補給するための対応手順において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 重大事故等が発生した場合において、 <u>代替給水ピット</u> 、 <u>原水槽</u> 、 <u>海</u> 、 <u>ろ過水タンク</u> 、 <u>1次系純水タンク</u> 、 <u>2次系純水タンク</u> 、又は <u>1次系純水タンク</u> 及び <u>ほう酸タンク</u> から燃料取替用水ピットへ水を補給する手順を整備する。 (新) 重大事故等が発生した場合において、 <u>原水槽</u> 、 <u>代替給水ピット</u> 、 <u>海</u> 、 <u>ろ過水タンク</u> 、 <u>1次系純水タンク</u> 、 <u>2次系純水タンク</u> 、又は <u>1次系純水タンク</u> 及び <u>ほう酸タンク</u> から燃料取替用水ピットへ水を補給する手順を整備する。	
263	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-312	同上	
264	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-312	(1) 燃料取替用水ピットへ水を補給するための対応手順において、相違理由欄の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 【女川】設備の相違 (相違理由②, ⑤) (新) 【女川】設備の相違 (相違理由②, ④)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
265	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-237	a. 可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 炉心損傷防止を図れる場合における可搬型大型送水ポンプ車の水源は、原水槽又は代替給水ピットを優先して使用する。淡水による燃料取替用水ピットへの補給が枯渇等により継続できない場合、又は淡水を補給中に事象が進展し炉心損傷に至った場合は、海水による燃料取替用水ピットへの補給に切り替えるが、淡水補給開始時点から海を水源とするための準備を開始しており淡水による燃料取替用水ピットへの補給により、燃料取替用水ピットに十分な水量を確保することで淡水から海水への切り替えのための時間を確保することが可能である。 また、炉心損傷に至るおそれがある場合、又は炉心損傷に至った場合における可搬型大型送水ポンプ車の水源は、海を優先して使用する。 (新) 可搬型大型送水ポンプ車の水源は、原水槽又は代替給水ピットを優先して使用する。淡水による燃料取替用水ピットへの補給が枯渇等により継続できない場合は、海水による燃料取替用水ピットへの補給に切り替える。 補給開始後、引き続き次の水源からの補給準備を開始することで、水源が枯渇しないように淡水から海水への切り替えが可能である。	
266	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-312	同上	
267	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-312	a. 可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給において、相違理由欄の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) <u>【女川】運用の相違(相違理由①)</u> <u>【大飯】運用の相違(相違理由⑥)</u> <u>【女川】設備の相違(相違理由②、⑤)</u> <u>【女川、柏崎】運用の相違(相違理由②)</u> <u>【女川】運用の相違(相違理由①)</u> <u>【大飯】運用の相違(相違理由⑥)</u> <u>【女川】設備の相違(相違理由②、⑤)</u> ・泊は、燃料取替用水ピットへ海水を直接補給することが可能である。 ・海水を燃料取替用水ピットへ直接補給する対応手段を整備しているのは、柏崎6/7号炉、東海第二と同様である。 (新) <u>【女川】設備の相違(相違理由②、④)</u> <u>【女川、柏崎】運用の相違(相違理由①)</u> <u>【女川】設備の相違(相違理由②、④)</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
268	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-237～246	可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給における水源の優先順位変更に伴い、記載順を適正化した。(下線部参照) (旧) <u>(a) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給</u> <u>(b) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給</u> (c) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給 (新) (a) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給 (b) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給 (c) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給	
269	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-312～322	同上	
270	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-312～322	可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給における記載順適正化に伴い、相違理由欄の記載を適正化した。	
271	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-238	i. 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給(原子炉容器への注水中の場合)(i)手順着手の判断基準において、以下の記載を削除した。(下線部参照) ・全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に1次冷却材喪失事象が同時に発生していない場合若しくは1次冷却材喪失事象が同時に発生しても1次冷却材圧力が蓄圧タンク動作圧力まで急激に低下しない場合、又は炉心が損傷していない場合において、原子炉容器への注水中に燃料取替用水ピットの水位が低下し、補給が必要であることを確認した場合に、原水槽の水位が確保され、使用できることを確認した場合。 ・全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に1次冷却材喪失事象が同時に発生し1次冷却材圧力が蓄圧タンク動作圧力まで急激に低下した場合若しくは補助給水機能が喪失した場合、又は炉心が損傷した場合において、原子炉容器への注水中に燃料取替用水ピットの水位が低下し、補給が必要であることを確認した場合に、海水の取水ができず、かつ原水槽の水位が確保され、使用できることを確認できた場合。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
272	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-313	同上	
273	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-313	i. 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合）(i) 手順着手の判断基準における相違理由欄の記載を適正化した。（下線部参照） (旧) 【大飯】運用の相違（相違理由㉗） 【大飯】運用の相違（相違理由㉘） (新) 【大飯】運用の相違（相違理由㉙） 【大飯】運用の相違（相違理由㉚）	
274	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-238, 239	i. 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合）(ii) 操作手順において、以下の記載を適正化した。（下線部参照） (旧) 原水槽を水源とした燃料取替用水ピットへの補給手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.13.4図に、タイムチャートを第1.13.5図に、ホース敷設ルートを第1.13.36図に示す。 ③ 災害対策要員は、現場で可搬型ホースを敷設し非常用炉心冷却設備配管と接続する。 ⑩ 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室で燃料取替用水ピットへの補給が開始されたことを燃料取替用水ピット水位等により、 <u>原水槽から燃料取替用水ピットへの補給に異常がないことを確認し</u> 、発電課長（当直）に報告する。 (新) 原水槽を水源とした燃料取替用水ピットへの補給手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.13.2図に、タイムチャートを第1.13.3図に、ホース敷設ルートを第1.13.35図に示す。 ③ 災害対策要員は、現場で可搬型ホースを敷設し非常用炉心冷却系の配管と接続する。 ⑩ 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室で燃料取替用水ピットへの補給が開始されたことを燃料取替用水ピット水位により確認し、発電課長（当直）に報告する。	
275	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-313, 314	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
276	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-314	i. 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合）(ii) 操作手順⑩における相違理由欄の記載を適正化した。（下線部参照） (旧) <u>【大飯】設備の相違（相違理由⑥）</u> (新) <u>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</u>	
277	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-239, 347	i. 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合）(iii) 操作の成立性において、以下の記載を適正化した。（下線部参照） (旧) 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）1名及び災害対策要員3名にて作業を実施し、作業開始を判断してから原水槽から燃料取替用水ピットへの補給開始まで225分以内で実施可能である。 (新) 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）1名及び災害対策要員6名にて作業を実施し、作業開始を判断してから原水槽から燃料取替用水ピットへの補給開始まで200分以内で実施可能である。 また、関連する図表（タイムチャート）についても同様に修正を行った。	
278	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-315, 466	同上	
279	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-240, 241	ii. 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給（原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合）(i) 手順着手の判断基準において、以下の記載を削除した。（下線部参照） <u>・全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に1次冷却材喪失事象が同時に発生し1次冷却材圧力が蓄圧タンク動作圧力まで急激に低下した場合若しくは補助給水機能が喪失した場合、又は炉心が損傷した場合において、原子炉格納容器内へのスプレイ中に燃料取替用水ピットの水位が低下し、補給が必要であることを確認した場合に、海水の取水ができず、かつ原水槽の水位が確保され、使用できることを確認した場合。</u> <u>・全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に1次冷却材喪失事象が同時に発生していない場合若しくは1次冷却材喪失事象が同時に発生しても1次冷却材圧力が蓄圧タンク動作圧力まで急激に低下しない場合、又は炉心が損傷していない場合において、原子炉格納容器内へのスプレイ中に燃料取替用水ピットの水位が低下し、補給が必要であることを確認した場合に、原水槽の水位が確保され、使用できることを確認した場合。</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
280	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-316	同上	
281	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-241	ii. 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給 (原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合) (i) 手順着手の判断基準において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 原子炉格納容器内へのスプレイ中の再循環運転不能時において、原水槽の水位が確保され、使用できることを確認した場合。 (新) 原子炉格納容器内へのスプレイ中の再循環運転不能時において、原水槽の水位が確保され、使用できることを確認できた場合。	
282	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-316	同上	
283	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-316	ii. 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給 (原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合) (i) 手順着手の判断基準における相違理由欄の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 【大飯】運用の相違 (相違理由⑩) (新) 【大飯】運用の相違 (相違理由⑨)	
284	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-240	ii. 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給 (原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合) (iii) 操作の成立性において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 上記の操作は、運転員 (中央制御室) 1名、運転員 (現場) 1名及び災害対策要員3名にて作業を実施し、作業開始を判断してから原水槽から燃料取替用水ピットへの補給開始まで225分以内で実施可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。速やかに作業が開始できるよう、使用する資機材は・・・移送ルートを確認する。 (新) 上記の操作は、運転員 (中央制御室) 1名、運転員 (現場) 1名及び災害対策要員6名にて作業を実施し、作業開始を判断してから原水槽から燃料取替用水ピットへの補給開始まで200分以内で実施可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。速やかに作業が開始できるよう、使用する資機材は・・・移送ルートを確認する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
285	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-317	同上	
286	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-242	i. 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合）（i）手順着手の判断基準において、以下の記載を削除した。（下線部参照） ・全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に1次冷却材喪失事象が同時に発生していない場合若しくは1次冷却材喪失事象が同時に発生しても1次冷却材圧力が蓄圧タンク動作圧力まで急激に低下しない場合、又は炉心が損傷していない場合において、原子炉容器への注水中に燃料取替用水ピットの水位が低下し、補給が必要であることを確認した場合に、原水槽近傍へのアクセスに時間を要すると判断した場合又は海水の取水ができない場合で、かつ代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。 ・全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に1次冷却材喪失事象が同時に発生し1次冷却材圧力が蓄圧タンク動作圧力まで急激に低下した場合若しくは補助給水機能が喪失した場合、又は炉心が損傷した場合において、原子炉容器への注水中に燃料取替用水ピットの水位が低下し、補給が必要であることを確認した場合に、海水取水箇所へのアクセスに時間を要すると判断した場合又は原水槽が使用できない場合で、かつ代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。	
287	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-318	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
288	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-242	i. 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合）（i）手順着手の判断基準において、以下の記載を適正化した。（下線部参照） （旧） ・1次冷却材喪失事象（大破断）が発生し安全注入及び蓄圧注入動作を確認した場合、インターフェイスシステムLOCA、蒸気発生器伝熱管破損時又は再循環運転による炉心注水不能時において、 <u>原水槽近傍へのアクセスに時間を要すると判断した場合、又は海水の取水ができない場合でかつ</u> 代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。 （新） 1次冷却材喪失事象（大破断）が発生し安全注入及び蓄圧注入動作を確認した場合、インターフェイスシステムLOCA、蒸気発生器伝熱管破損時又は再循環運転による炉心注水不能時において、 <u>原水槽から燃料取替用水ピットへの補給を開始した場合、又は原水槽が使用できない場合に、</u> 代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。	
289	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-318	同上	
290	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-242	i. 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合）（ii）操作手順において、以下の記載を適正化した。（下線部参照） （旧） 代替給水ピットを水源とした燃料取替用水ピットへの補給手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.13.2図に、タイムチャートを第1.13.3図に、ホース敷設ルートを第1.13.35図に示す。 （新） 代替給水ピットを水源とした燃料取替用水ピットへの補給手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.13.4図に、タイムチャートを第1.13.5図に、ホース敷設ルートを第1.13.36図に示す。	
291	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-318	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
292	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-243	i. 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合）(ii) 操作手順において、以下の記載を適正化した。（下線部参照） (旧) ③ 災害対策要員は、現場で可搬型ホースを敷設し、非常用炉心冷却設備配管と接続する。 (新) ③ 災害対策要員は、現場で可搬型ホースを敷設し、非常用炉心冷却系の配管と接続する。	
293	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-319	同上	
294	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-318, 319	i. 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合）(ii) 操作手順における相違理由欄の記載を追加した。（下線部参照） <u>【女川】設備の相違（相違理由②）</u> <u>【大飯】設備の相違（相違理由⑥）</u> <u>【大飯】記載表現の相違</u> <u>（女川審査実績の反映）</u>	
295	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-244, 350	i. 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合）(iii) 操作の成立性において、以下の記載を適正化した。（下線部参照） (旧) 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）1名及び災害対策要員3名にて作業を実施し、作業開始を判断してから代替給水ピットから燃料取替用水ピットへの補給開始まで180分以内で実施可能である。 (新) 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）1名及び災害対策要員6名にて作業を実施し、作業開始を判断してから代替給水ピットから燃料取替用水ピットへの補給開始まで145分以内で実施可能である。 また、関連する図表（タイムチャート）についても同様に修正を行った。	
296	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-320, 469	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
297	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-245	ii. 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給（原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合）（i）手順着手の判断基準において、以下の記載を削除した。（下線部参照） ・全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に1次冷却材喪失事象が同時に発生し1次冷却材圧力が蓄圧タンク動作圧力まで急激に低下した場合若しくは補助給水機能が喪失した場合、又は炉心が損傷した場合において、 <u>原子炉格納容器内へのスプレイ中に燃料取替用水ピットの水位が低下し、補給が必要であることを確認した場合に、海水取水箇所へのアクセスに時間を要すると判断した場合又は原水槽が使用できない場合で、かつ代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。</u> ・全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に1次冷却材喪失事象が同時に発生していない場合若しくは1次冷却材喪失事象が同時に発生しても1次冷却材圧力が蓄圧タンク動作圧力まで急激に低下しない場合、又は炉心が損傷していない場合において、 <u>原子炉格納容器内へのスプレイ中に燃料取替用水ピットの水位が低下し、補給が必要であることを確認した場合に、原水槽近傍へのアクセスに時間を要すると判断した場合又は海水の取水ができない場合で、かつ代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。</u>	
298	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-321	同上	
299	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-245	ii. 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給（原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合）（i）手順着手の判断基準において、以下の記載を適正化した。（下線部参照） （旧） ・原子炉格納容器内へのスプレイ中の再循環運転不能時において、 <u>原水槽近傍へのアクセスに時間を要すると判断した場合又は海水の取水ができない場合で、かつ代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</u> （新） 原子炉格納容器内へのスプレイ中の再循環運転不能時において、 <u>原水槽から燃料取替用水ピットへの補給を開始した場合、又は原水槽が使用できない場合に、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</u>	
300	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-321	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
301	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-245	ii. 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給（原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合）(iii) 操作の成立性において、以下の記載を適正化した。（下線部参照） (旧) 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）1名及び災害対策要員3名にて作業を実施し、作業開始を判断してから代替給水ピットから燃料取替用水ピットへの補給開始まで <u>180分以内</u> で実施可能である。 (新) 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）1名及び災害対策要員6名にて作業を実施し、作業開始を判断してから代替給水ピットから燃料取替用水ピットへの補給開始まで <u>145分以内</u> で実施可能である。	
302	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-322	同上	
303	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-246	i. 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合）(i) 手順着手の判断基準において、以下の記載を削除した。（下線部参照） ・全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に1次冷却材喪失事象が同時に発生していない場合若しくは1次冷却材喪失事象が同時に発生しても1次冷却材圧力が蓄圧タンク動作圧力まで急激に低下しない場合、又は炉心が損傷していない場合において、原子炉容器への注水中に燃料取替用水ピットの水位が低下し、補給が必要であることを確認した場合に、原水槽から燃料取替用水ピットへの補給を開始した場合、又は原水槽が使用できない場合。 ・全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に1次冷却材喪失事象が同時に発生し1次冷却材圧力が蓄圧タンク動作圧力まで急激に低下した場合若しくは補助給水機能が喪失した場合、又は炉心が損傷した場合において、原子炉容器への注水中に燃料取替用水ピットの水位が低下し、補給が必要であることを確認した場合。	
304	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-325	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
305	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-246	i. 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合）（i）手順着手の判断基準において、以下の記載を適正化した。（下線部参照） （旧） ・1次冷却材喪失事象（大破断）が発生し安全注入及び蓄圧注入動作を確認した場合、インターフェイスシステムLOCA、蒸気発生器伝熱管破損時又は再循環運転による炉心注水不能時において、 <u>原水槽</u> から燃料取替用水ピットへの補給を開始した場合、又は <u>原水槽</u> が使用できない場合。 （新） 1次冷却材喪失事象（大破断）が発生し安全注入及び蓄圧注入動作を確認した場合、インターフェイスシステムLOCA、蒸気発生器伝熱管破損時又は再循環運転による炉心注水不能時において、 <u>代替給水ピット</u> から燃料取替用水ピットへの補給を開始した場合、又は <u>代替給水ピット</u> が使用できない場合。	
306	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-325	同上	
307	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-325	i. 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合）（i）手順着手の判断基準における相違理由欄の記載を適正化した。（下線部参照） （旧） 【大飯】運用の相違（相違理由⑦） 【大飯】運用の相違（相違理由⑩） （新） 【大飯】運用の相違（相違理由⑥） 【大飯】運用の相違（相違理由⑨）	
308	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-247	i. 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合）（ii）操作手順において、以下の記載を適正化した。（下線部参照） （旧） ③ 災害対策要員は、現場で可搬型ホースを敷設し非常用炉心冷却設備配管と接続する。 （新） ③ 災害対策要員は、現場で可搬型ホースを敷設し非常用炉心冷却系 <u>の</u> 配管と接続する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
309	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-326	同上	
310	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-326	i. 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合）(ii) 操作手順①における相違理由欄の記載を追加した。（下線部参照） 【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)	
311	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-248, 352	i. 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合）(iii) 操作の成立性において、以下の記載を適正化した。（下線部参照） (旧) 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）1名及び災害対策要員3名にて作業を実施し、作業開始を判断してから可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給開始まで250分以内で実施可能である。 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給時に構内のアクセス状況を考慮して取水源から送水先へ可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確認する。 (新) 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）1名及び災害対策要員6名にて作業を実施し、作業開始を判断してから可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給開始まで200分以内で実施可能である。 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給時に構内のアクセス状況を考慮して海から燃料取替用水ピットへ可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確認する。 また、関連する図表（タイムチャート）についても同様に修正を行った。	
312	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-327, 472	同上	
313	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-327, 329	相違理由に記載している添付資料番号を修正 (旧) 添付資料1.13.5 (新) 添付資料1.13.4	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
314	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-249	ii. 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給（原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合）（i）手順着手の判断基準において、以下の記載を削除した。（下線部参照） ・全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に1次冷却材喪失事象が同時に発生し1次冷却材圧力が蓄圧タンク動作圧力まで急激に低下した場合若しくは補給給水機能が喪失した場合、又は炉心が損傷した場合において、原子炉格納容器内へのスプレイ中に燃料取替用水ピットの水位が低下し、補給が必要であることを確認した場合。 ・全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に1次冷却材喪失事象が同時に発生していない場合若しくは1次冷却材喪失事象が同時に発生しても1次冷却材圧力が蓄圧タンク動作圧力まで急激に低下しない場合、又は炉心が損傷していない場合において、原子炉格納容器内へのスプレイ中に燃料取替用水ピットの水位が低下し、補給が必要であることを確認した場合に、原水槽から燃料取替用水ピットへの補給を開始した場合、又は原水槽が使用できない場合。	
315	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-328	同上	
316	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-249	ii. 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給（原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合）（i）手順着手の判断基準において、以下の記載を適正化した。（下線部参照） （旧） ・原子炉格納容器内へのスプレイ中の再循環運転時において、原水槽から燃料取替用水ピットへの補給を開始した場合、又は原水槽が使用できない場合。 （新） 原子炉格納容器内へのスプレイ中の再循環運転時において、代替給水ピットから燃料取替用水ピットへの補給を開始した場合、又は代替給水ピットが使用できない場合。	
317	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-328	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
318	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-328	ii. 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給 (原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合) (i) 手順着手の判断基準における相違理由欄の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 【大飯】運用の相違 (相違理由⑩) (新) 【大飯】運用の相違 (相違理由⑨)	
319	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-250	ii. 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給 (原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合) (iii) 操作の成立性において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 上記の操作は、運転員 (中央制御室) 1名、運転員 (現場) 1名及び災害対策要員3名にて作業を実施し、作業開始を判断してから可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給開始まで250分以内で実施可能である。 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給時に構内のアクセス状況を考慮して取水源から送水先へ可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確認する。 (新) 上記の操作は、運転員 (中央制御室) 1名、運転員 (現場) 1名及び災害対策要員6名にて作業を実施し、作業開始を判断してから可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給開始まで200分以内で実施可能である。 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給時に構内のアクセス状況を考慮して海から燃料取替用水ピットへ可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確認する。	
320	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-329	同上	
321	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-330	i. ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給 (原子炉容器への注水中の場合) (i) 手順着手の判断基準における相違理由欄の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 【大飯】運用の相違 (相違理由⑦) (新) 【大飯】運用の相違 (相違理由⑥)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
322	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-333	ii. ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給（原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合） （i）手順着手の判断基準における相違理由欄の記載を適正化した。（下線部参照） （旧） 【大飯】運用の相違（相違理由⑧） （新） 【大飯】運用の相違（相違理由㉒）	
323	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-334	（a）1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピット浄化ラインを経由した燃料取替用水ピットへの補給において、相違理由欄の記載を追加した。（下線部参照） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違	
324	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-334	i. 1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピット浄化ラインを経由した燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合） （i）手順着手の判断基準における相違理由欄の記載を適正化した。（下線部参照） （旧） 【大飯】運用の相違（相違理由㉑） （新） 【大飯】運用の相違（相違理由⑥）	
325	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-256	i. 1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピット浄化ラインを経由した燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合） （ii）操作手順⑤において、以下の記載を適正化した。（下線部参照） （旧） 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室で燃料取替用水ピットへの補給が開始されたことを燃料取替用水ピット水位等により確認し、発電課長（当直）に報告する。 （新） 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室で燃料取替用水ピットへの補給が開始されたことを燃料取替用水ピット水位により確認し、発電課長（当直）に報告する。	
326	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-335	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
327	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-336	i. 1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピット浄化ラインを経由した燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合）(iii)操作の成立性において、相違理由欄の記載を追加した。（下線部参照） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違	
328	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-336	ii. 1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピット浄化ラインを経由した燃料取替用水ピットへの補給（原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合）(i)手順着手の判断基準における相違理由欄の記載を適正化した。（下線部参照） (旧) 【大飯】運用の相違（相違理由⑧） (新) 【大飯】運用の相違（相違理由㉒）	
329	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-338	i. 1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる加圧器逃がしタンクを経由した燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合）(i)手順着手の判断基準における相違理由欄の記載を適正化した。（下線部参照） (旧) 【大飯】運用の相違（相違理由㉑） (新) 【大飯】運用の相違（相違理由⑥）	
330	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-259	i. 1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる加圧器逃がしタンクを経由した燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合） (ii)操作手順⑤において、以下の記載を適正化した。（下線部参照） (旧) 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室で燃料取替用水ピットへの補給が開始されたことを燃料取替用水ピット水位等により確認し、発電課長（当直）に報告する。 (新) 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室で燃料取替用水ピットへの補給が開始されたことを燃料取替用水ピット水位により確認し、発電課長（当直）に報告する。	
331	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-339	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
332	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-339	i. 1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる加圧器逃がしタンクを経由した燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合）(iii)操作の成立性において、相違理由欄の記載を追加した。（下線部参照） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違	
333	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-340	ii. 1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる加圧器逃がしタンクを経由した燃料取替用水ピットへの補給（原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合）(i)手順着手の判断基準における相違理由欄の記載を適正化した。（下線部参照） (旧) 【大飯】運用の相違（相違理由㉗） (新) 【大飯】運用の相違（相違理由㉘）	
334	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-341	i. 2次系純水タンクを水源とした2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合）(i)手順着手の判断基準における相違理由欄の記載を適正化した。（下線部参照） (旧) 【大飯】運用の相違（相違理由㉗） (新) 【大飯】運用の相違（相違理由㉘）	
335	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-262	i. 2次系純水タンクを水源とした2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合） (ii)操作手順⑤において、以下の記載を適正化した。（下線部参照） (旧) 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室で燃料取替用水ピットへの補給が開始されたことを使用済燃料ピット水位及び燃料取替用水ピット水位により、燃料取替用水ピットへの補給に異常がないことを確認し、発電課長（当直）に報告する。 (新) 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室で燃料取替用水ピットへの補給が開始されたことを使用済燃料ピット水位及び燃料取替用水ピット水位により確認し、発電課長（当直）に報告する。	
336	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-342	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
337	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-343	ii. 2次系純水タンクを水源とした2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットを經由した燃料取替用水ピットへの補給（原子炉格納容器内へスプレイ中の場合）(i) 手順着手の判断基準における相違理由欄の記載を適正化した。（下線部参照） (旧) 【大飯】運用の相違（相違理由⑧） (新) 【大飯】運用の相違（相違理由⑦）	
338	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-344	e. 1次系補給水ポンプ及びほう酸ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給において、相違理由欄の記載を追加した。（下線部参照） <u>【女川】記載内容の相違</u> <u>炉型の相違による対応手段の相違</u>	
339	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-344	e. 1次系補給水ポンプ及びほう酸ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給において、以下の相違理由欄の記載を削除した。（下線部参照） <u>【女川】記載内容の相違</u> <u>炉型の相違による対応手段の相違</u>	
340	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-345	i. 1次系純水タンク及びほう酸タンクを水源とした1次系補給水ポンプ及びほう酸ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合）(i) 手順着手の判断基準における相違理由欄の記載を適正化した。（下線部参照） (旧) 【大飯】運用の相違（相違理由⑦） (新) 【大飯】運用の相違（相違理由⑥）	
341	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-266	i. 1次系純水タンク及びほう酸タンクを水源とした1次系補給水ポンプ及びほう酸ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合） (ii) 操作手順⑤において、以下の記載を適正化した。（下線部参照） (旧) 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室で燃料取替用水ピットへの補給が開始されたことを燃料取替用水ピット水位等により確認し、発電課長（当直）に報告する。 (新) 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室で燃料取替用水ピットへの補給が開始されたことを燃料取替用水ピット水位により確認し、発電課長（当直）に報告する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
342	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-346	同上	
343	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-346	i. 1次系純水タンク及びほう酸タンクを水源とした1次系補給水ポンプ及びほう酸ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合） (ii)操作手順⑤において、以下の相違理由欄の記載を削除した。（下線部参照） 【女川】記載表現の相違（大飯と同様）	
344	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-267	ii. 1次系純水タンク及びほう酸タンクを水源とした1次系補給水ポンプ及びほう酸ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給（原子炉格納容器内へのスプレー中の場合）(i) 手順着手の判断基準において、以下の記載を適正化した。（下線部参照） (旧) 格納容器へのスプレー中に燃料取替用水ピットの水位が低下し、補給が必要であることを確認した場合又は原子炉格納容器内へのスプレー中の再循環運転不能時において、1次系純水タンク及びほう酸タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。 (新) 原子炉格納容器内へのスプレー中に燃料取替用水ピットの水位が低下し、補給が必要であることを確認した場合又は原子炉格納容器内へのスプレー中の再循環運転不能時において、1次系純水タンク及びほう酸タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。	
345	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-347	同上	
346	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-347	ii. 1次系純水タンク及びほう酸タンクを水源とした1次系補給水ポンプ及びほう酸ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給（原子炉格納容器内へのスプレー中の場合）(i) 手順着手の判断基準における相違理由欄の記載を適正化した。（下線部参照） (旧) 【大飯】運用の相違（相違理由⑧） (新) 【大飯】運用の相違（相違理由⑦）	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
347	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-268	(2) 補助給水ピットへ水を補給するための対応手順において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 重大事故等が発生した場合において、代替給水ピット、原水槽、海又は2次系純水タンクから補助給水ピットへ水を補給する手順を整備する。 (新) 重大事故等が発生した場合において、原水槽、代替給水ピット、海又は2次系純水タンクから補助給水ピットへ水を補給する手順を整備する。	
348	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-348	同上	
349	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-348	(2) 補助給水ピットへ水を補給するための対応手順において、相違理由欄の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 【女川】設備の相違(相違理由②, ⑤) (新) 【女川】設備の相違(相違理由②, ④)	
350	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-268	a. 可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 炉心損傷防止が図れる場合における可搬型大型送水ポンプ車の水源は、原水槽又は代替給水ピットを優先して使用する。淡水による補助給水ピットへの補給が枯渇等により継続できない場合、又は淡水を補給中に事象が進展し炉心損傷に至った場合は、海水による補助給水ピットへの補給に切り替えるが、淡水補給開始時点から海を水源とするための準備を開始しており、淡水による補助給水ピットへの補給により、補助給水ピットに十分な水量を確保することで淡水から海水への切り替えのための時間を確保することが可能である。 炉心損傷に至るおそれがある場合、又は炉心損傷に至った場合における可搬型大型送水ポンプ車の水源は、海を優先して使用する。 (新) 可搬型大型送水ポンプ車の水源は、原水槽又は代替給水ピットを優先して使用する。淡水による補助給水ピットへの補給が枯渇等により継続できない場合は、海水による補助給水ピットへの補給に切り替える。 補給開始後、引き続き次の水源からの補給準備を開始することで、水源が枯渇しないように淡水から海水への切り替えが可能である。	
351	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-348	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
352	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-269	(a) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給 i. 手順着手の判断基準において、以下の記載を削除した。(下線部参照) ・全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に1次冷却材喪失事象が同時に発生していない場合若しくは1次冷却材喪失事象が同時に発生しても1次冷却材圧力が蓄圧タンク動作圧力まで急激に低下しない場合、又は炉心が損傷していない場合において、蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却(注水)中に補助給水ピットの水位が低下し続け、補給が必要であることを確認した場合に、原水槽の水位が確保され、使用できることを確認できた場合。	
353	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-349	同上	
354	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-269	(a) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給 i. 手順着手の判断基準において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) ・全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に1次冷却材喪失事象が同時に発生し1次冷却材圧力が蓄圧タンク動作圧力まで急激に低下した場合、若しくは炉心が損傷した場合において、蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却(注水)中に補助給水ピットの水位が低下し続け、補給が必要であることを確認した場合に、海水の取水ができず、かつ原水槽の水位が確保され、使用できることを確認できた場合。 (新) 蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却(注水)中に補助給水ピットの水位が低下し続け、補給が必要であることを確認した場合に、原水槽の水位が確保され、使用できることを確認できた場合。	
355	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-349	同上	
356	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-349	(a) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給 i. 手順着手の判断基準における相違理由欄の記載を追加した。(下線部参照) 【大飯】運用の相違(相違理由⑨)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
357	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-268	(a) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給 ii. 操作手順において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 原水槽を水源とした補助給水ピットへの補給手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.13.20図に、タイムチャートを第1.13.21図に、ホース敷設ルートを第1.13.40図に示す。 (新) 原水槽を水源とした補助給水ピットへの補給手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.13.18図に、タイムチャートを第1.13.19図に、ホース敷設ルートを第1.13.39図に示す。	
358	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-349	同上	
359	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-269	(a) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給 ii. 操作手順において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) ③ 災害対策要員は、現場で可搬型ホースを敷設し、非常用炉心冷却設備配管と接続する。 ④ 災害対策要員は、現場でホース延長・回収車にて可搬型ホースを敷設する。 (新) ③ 災害対策要員は、現場で可搬型ホースを敷設し、非常用炉心冷却系の配管と接続する。 ④ 災害対策要員は、現場でホース延長・回収車(送水車用)にて可搬型ホースを敷設する。	
360	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-349, 350	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
361	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-270, 364	(a) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給iii. 操作の成立性において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 上記の操作は、運転員(中央制御室)1名、運転員(現場)1名及び災害対策要員3名にて作業を実施し、作業開始を判断してから原水槽から補助給水ピットへの補給開始まで225分以内で実施可能である。 円滑に作業できるように、・・・・・・補助給水ピットへの供給時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確認する。 (新) 上記の操作は、運転員(中央制御室)1名、運転員(現場)1名及び災害対策要員6名にて作業を実施し、作業開始を判断してから原水槽から補助給水ピットへの補給開始まで200分以内で実施可能である。 円滑に作業できるように、・・・・・・補助給水ピットへの補給時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確認する。 また、関連する図表(タイムチャート)についても同様に修正を行った。	
362	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-351, 487	同上	
363	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-271	(b) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給i. 手順着手の判断基準において、以下の記載を削除した。(下線部参照) ・全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に1次冷却材喪失事象が同時に発生し1次冷却材圧力が蓄圧タンク動作圧力まで急激に低下した場合、若しくは炉心が損傷した場合において、蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却(注水)中に補助給水ピットの水位が低下し続け、補給が必要であることを確認した場合に、海水取水箇所へのアクセスに時間を要すると判断した場合又は原水槽が使用できない場合で、かつ代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。	
364	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-352	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
365	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-271	(b) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給 i. 手順着手の判断基準において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) ・全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に1次冷却材喪失事象が同時に発生していない場合若しくは1次冷却材喪失事象が同時に発生しても1次冷却材圧力が蓄圧タンク動作圧力まで急激に低下しない場合、又は炉心が損傷していない場合において、蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却(注水)中に補助給水ピットの水位が低下し続け、補給が必要であることを確認した場合に、 <u>原水槽近傍へのアクセスに時間を要すると判断した場合又は海水の取水ができない場合で、かつ</u> 代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。 (新) 蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却(注水)中に補助給水ピットの水位が低下し続け、補給が必要であることを確認した場合に、 <u>原水槽から補助給水ピットへの補給を開始した場合、又は原水槽が使用できない場合に、</u> 代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。	
366	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-352	同上	
367	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-352	(b) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給 i. 手順着手の判断基準における相違理由欄の記載を追加した。(下線部参照) <u>【大飯】運用の相違(相違理由⑨)</u>	
368	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-271	(b) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給 ii. 操作手順において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 代替給水ピットを水源とした補助給水ピットへの補給手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.13.18図に、タイムチャートを第1.13.19図に、ホース敷設ルート図を第1.13.39図に示す。 ③ 災害対策要員は、現場で可搬型ホースを敷設し、非常用炉心冷却設備配管と接続する。 (新) 代替給水ピットを水源とした補助給水ピットへの補給手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.13.20図に、タイムチャートを第1.13.21図に、ホース敷設ルート図を第1.13.40図に示す。 ③ 災害対策要員は、現場で可搬型ホースを敷設し、非常用炉心冷却系の配管と接続する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
369	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-352	同上	
370	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-273, 366	(b) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給iii. 操作の成立性において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 上記の操作は、運転員(中央制御室)1名、運転員(現場)1名及び災害対策要員3名にて作業を実施し、作業開始を判断してから代替給水ピットから補助給水ピットへの補給開始まで180分以内で実施可能である。 円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は外気温度と同程度である。・・・移送ルートを確保する。 (新) 上記の操作は、運転員(中央制御室)1名、運転員(現場)1名及び災害対策要員6名にて作業を実施し、作業開始を判断してから代替給水ピットから補助給水ピットへの補給開始まで145分以内で実施可能である。 円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。作業環境の周囲温度は外気温度と同程度である。・・・移送ルートを確保する。 また、関連する図表(タイムチャート)についても同様に修正を行った。	
371	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-353, 354, 489	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
372	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-273	(c) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給 i. 手順着手の判断基準において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) ・全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に1次冷却材喪失事象が同時に発生していない場合若しくは1次冷却材喪失事象が同時に発生しても1次冷却材圧力が蓄圧タンク動作圧力まで急激に低下しない場合、又は炉心が損傷していない場合において、蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却(注水)中に補助給水ピットの水位が低下し続け、補給が必要であることを確認した場合に、 <u>原水槽から補助給水ピットへの補給を開始した場合、又は原水槽が使用できない場合。</u> (新) 蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却(注水)中に補助給水ピットの水位が低下し続け、補給が必要であることを確認した場合に、 <u>代替給水ピットから補助給水ピットへの補給を開始した場合、又は代替給水ピットが使用できない場合。</u>	
373	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-354	同上	
374	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-354	(c) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給 (i) 手順着手の判断基準における相違理由欄の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 【大飯】運用の相違(相違理由⑩) (新) 【大飯】運用の相違(相違理由⑨)	
375	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-273	(c) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給 i. 手順着手の判断基準における記載を削除した。(下線部参照) ・全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に1次冷却材喪失事象が同時に発生し1次冷却材圧力が蓄圧タンク動作圧力まで急激に低下した場合、若しくは炉心が損傷した場合において、蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却(注水)中に補助給水ピットの水位が低下し続け、 <u>補給が必要であることを確認した場合。</u>	
376	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-354	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
377	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-354	(c) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給 i. 手順着手の判断基準における相違理由欄の記載を削除した。(下線部参照) 【女川】運用の相違(相違理由①) 【大飯】運用の相違(相違理由⑥) 【女川】運用の相違(相違理由①) 【大飯】運用の相違(相違理由⑥) 【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) ・泊は、燃料取替用水ピットの「手順着手の判断基準」と同様であるため、記載表現を統一している。	
378	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-274	(c) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給 ii. 操作手順③、④において、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) ③ 災害対策要員は、現場で可搬型ホースを敷設し非常用炉心冷却設備配管と接続する。 ④ 災害対策要員は、現場でホース延長・回収車にて可搬型ホースを敷設する。 (新) ③ 災害対策要員は、現場で可搬型ホースを敷設し非常用炉心冷却系の配管と接続する。 ④ 災害対策要員は、現場でホース延長・回収車(送水車用)にて可搬型ホースを敷設する。	
379	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-355	同上	
380	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-355	(c) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給 ii. 操作手順に相違理由欄の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) ・泊は、操作手順⑥にて補給準備完了を報告している。 (新) ・泊は、操作手順⑦にて補給準備完了を報告している。	
381	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-355	(c) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給 ii. 操作手順⑧における相違理由欄の記載を削除した。(下線部参照) 【大飯】運用の相違(相違理由⑥)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
382	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-275	<p>(c) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給 iii. 操作の成立性における記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 上記の操作は、運転員(中央制御室)1名、運転員(現場)1名及び災害対策要員3名にて作業を実施し、作業開始を判断してから海から補助給水ピットへの補給開始まで250分以内で実施可能である。</p> <p>円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は外気温度と同程度である。速やかに作業を開始できるよう、使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。</p> <p>(新) 上記の操作は、運転員(中央制御室)1名、運転員(現場)1名及び災害対策要員6名にて作業を実施し、作業開始を判断してから海から補助給水ピットへの補給開始まで200分以内で実施可能である。</p> <p>円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。作業環境の周囲温度は外気温度と同程度である。速やかに作業を開始できるよう、使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。</p>	
383	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-357	同上	
384	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-276	<p>(c) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給 iii. 操作の成立性における記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 海水取水時には、可搬型ホース先端を水面より低く着底しない位置に設置することにより異物の混入を低減する。さらに可搬型ホース先端にストレーナを付けることにより、メッシュより大きな異物の混入を防止する。また、ストレーナのメッシュより小さな異物は通過するが、補助給水ピットへの補給に影響はない。</p> <p>(新) 海水取水時には、可搬型ホース先端を水面より低く着底しない位置に設置することにより異物の混入を低減する。さらに可搬型ホース先端にストレーナを付けることにより、メッシュより大きな異物の混入を防止する。また、ストレーナのメッシュより小さな異物は通過するが、補助給水ピットへの補給に影響はない。</p>	
385	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-357	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
386	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-276	以下の記載を適正化しました。下線部参照 (旧) b. 2次系補給水ポンプによる補助給水ピットへの補給 補助給水ピットを水源とした蒸気発生器への注水等の対応を実施している場合に、補助給水ピットへの補給手段がないと補助給水ピット水位が低下し、水源が枯渇するため、 <u>可搬型大型送水ポンプ車</u> による補助給水ピットへの補給を実施する。 (新) b. 2次系補給水ポンプによる補助給水ピットへの補給 補助給水ピットを水源とした蒸気発生器への注水等の対応を実施している場合に、補助給水ピットへの補給手段がないと補助給水ピット水位が低下し、水源が枯渇するため、 <u>2次系補給水ポンプ</u> による補助給水ピットへの補給を実施する	
387	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-358	同上	
388	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-278	以下の記載を適正化しました。下線部参照 a. 2次系純水タンク又はろ過水タンクから原水槽への補給 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水等の対応を実施している場合に、原水槽が枯渇するおそれがある場合、2次系純水タンクを水源として、 <u>可搬型ホース</u> を用いて、原水槽への補給を実施する。 a. 2次系純水タンク又はろ過水タンクから原水槽への補給 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水等の対応を実施している場合に、原水槽が枯渇するおそれがある場合、2次系純水タンク又はろ過水タンクを水源として、 <u>可搬型ホース</u> を用いて、原水槽への補給を実施する。	
389	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-360	同上	
390	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-278	以下の記載を適正化しました。下線部参照 (旧) i. 手順着手の判断基準 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水等の各種注水／補給を実施している場合に、原水槽が枯渇するおそれがある場合、かつ2次系純水タンクの水位又は火災が発生しておらず、ろ過水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。 (新) i. 手順着手の判断基準 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水等の各種注水／補給を実施している場合に、原水槽が枯渇するおそれがある場合、かつ2次系純水タンクの水位が確保され、 <u>使用できることを確認</u> できた場合又は火災が発生しておらず、ろ過水タンクの水位が確保され、 <u>使用できることを確認</u> できた場合。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
391	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-360	同上	
392	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-361	相違理由欄に以下を追記しました。 【女川】記載内容の相違 対応手段の相違	
393	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-280	添付資料番号 誤記訂正 (旧) 添付資料1.13.9 (新) 添付資料1.13.7, 1.13.17, 1.13.23	
394	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-362	同上	
395	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-280	以下の記載を適正化しました。下線部参照 (旧) 重大事故等の収束に必要な水の供給が中断することがないよう、代替格納容器スプレイポンプの水源を燃料取替用水ピットから補助給水ピットへ切り替える。 (新) 重大事故等時に必要な水の供給が中断することがないよう、代替格納容器スプレイポンプの水源を燃料取替用水ピットから補助給水ピットへ切り替える。	
396	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-363	同上	
397	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-282	以下の記載を適正化しました。下線部参照 (旧) 重大事故等の収束に必要な水の供給が中断することがないよう、代替格納容器スプレイポンプの水源を燃料取替用水ピットから補助給水ピットへ切り替える。 (新) 重大事故等時に必要な水の供給が中断することがないよう、代替格納容器スプレイポンプの水源を燃料取替用水ピットから補助給水ピットへ切り替える。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
398	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-365	同上	
399	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-283	以下の記載を適正化しました。下線部参照 (旧) 重大事故等の収束に必要な水の供給が中断することがないように、充てんポンプの水源を燃料取替用水ピットから1次系純水タンク及びほう酸タンクへ切り替える。 (新) 重大事故等時に必要な水の供給が中断することがないように、充てんポンプの水源を燃料取替用水ピットから1次系純水タンク及びほう酸タンクへ切り替える。	
400	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-367	同上	
401	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-367	相違理由欄に以下を追記しました。 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違	
402	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-285	以下の記載を適正化しました。下線部参照 (旧) 重大事故等の収束に必要な水の供給が中断することがないように、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプの水源を補助給水ピットから2次系純水タンクへ切り替える。 (新) 重大事故等時に必要な水の供給が中断することがないように、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプの水源を補助給水ピットから2次系純水タンクへ切り替える。	
403	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-368	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
404	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料</p> <p>1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)</p>	1.13-285	<p>以下の記載を適正化しました。下線部参照 (旧) i. 手順着手の判断基準 蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却(注水)中に補助給水ピット水位が低下し補助給水ピット水位異常低警報設定値水位である3%となるおそれがある場合、又は補助給水ピットが枯渇又は破損により機能喪失した場合に、2次系純水タンクの水位が確保され、使用できることを確認した場合。 (新) i. 手順着手の判断基準 蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却(注水)中に補助給水ピット水位が低下し補助給水ピット水位異常低警報設定値水位である3%となるおそれがある場合、又は補助給水ピットが枯渇又は破損により機能喪失した場合に、2次系純水タンクの水位が確保されており、使用できることを確認した場合。</p>	
405	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表</p> <p>1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)</p>	1.13-368	同上	
406	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表</p> <p>1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)</p>	1.13-368	相違理由欄に以下を追記しました。 【大飯】記載表現の相違	
407	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料</p> <p>1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)</p>	1.13-285	<p>以下の誤記を適正化しました。下線部参照 (旧)円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。 (新)円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。</p>	
408	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表</p> <p>1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)</p>	1.13-369	同上	
409	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料</p> <p>1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)</p>	1.13-288	以下の記載を削除しました。 また、補助給水ピットが使用可能であり、枯渇するおそれがある場合については、短時間で補助給水ピットの代替水源として確保できることから、交流電源が健全である場合は2次系純水タンクを優先して使用する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
410	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-372	同上	
411	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-371	相違理由欄の以下の記載を削除しました。 【大飯】設備の相違 (相違理由⑩) 【大飯】設備の相違 (相違理由⑪)	
412	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-288	以下の記載を削除しました。 (添付資料1.13.27)	
413	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-373	同上 上記に伴い相違理由欄の以下の記載を削除しました。 【大飯】設備の相違 ・泊3号炉の可搬型大型送水ポンプ車は複数の水源を選択できることから、可搬型大型送水ポンプ車を使用する場合の水源選択に係る方針を当該添付資料に整理している。	
414	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-289	以下の記載を適正化しました。下線部参照 (旧) 水源切替 (新) 水源切替え	
415	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-374	同上	
416	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-288	以下の記載を適正化しました。下線部参照 (旧) 燃料取替用水ピットからろ過水タンクへ水源切替を実施する。 (新) 燃料取替用水ピットからろ過水タンクへの水源切替えを実施する。	
417	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-374	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
418	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-290	以下の記載を削除しました。 なお、海水を使用する際の取水箇所及び敷設ルートは、複数設定したルートのうち、現場の状況を確認し、アクセス性の良いルートを優先する。	
419	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-375	同上	
420	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-375	(旧) 【大飯】設備の相違(相違理由⑥) ・泊3号炉の代替給水ピットは、高台(T.P.約31m)に設置していることから、原水槽(T.P.約10m)へのアクセスに時間を要する場合に代替給水ピットを優先して使用する。 (新) 【大飯】記載内容の相違 ・泊は、可搬型大型送水ポンプ車による補給手段を整備しているため、敷設ルートについて記載している。	
421	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-290	以下の記載を適正化しました。下線部参照 (旧) 燃料取替用水ピットからろ過水タンクへ水源切替えを実施する。 (新) 燃料取替用水ピットからろ過水タンクへの水源切替えを実施する。	
422	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-376	同上	
423	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-291	以下の記載を削除しました。 (添付資料1.13.27)	
424	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-377	上記に伴い相違理由欄の以下の記載を削除しました。 【大飯】設備の相違 ・泊3号炉の可搬型大型送水ポンプ車は複数の水源を選択できることから、可搬型大型送水ポンプ車を使用する場合の水源選択に係る方針を当該添付資料に整理している。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
425	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-292	以下の記載を削除しました。 炉心損傷防止が図れる場合において、燃料取替用水ピットへの補給に使用する可搬型大型送水ポンプ車は、有効性評価における必要注水流量を十分上回る送水能力を有しているため、燃料取替用水ピットに十分な水量を確保することで淡水から海水に水源を切り替えるための時間を確保することが可能であることから、淡水を優先して使用する。 なお、淡水を補給中に事象が進展し炉心損傷に至った場合においても、淡水補給開始時点から海を水源とするための準備を開始していること、並びに淡水補給により燃料取替用水ピットに十分な水量を確保することで淡水から海水に水源を切替えるための時間を確保することが可能である。	
426	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-378	同上	
427	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-292	以下の記載を適正化しました。下線部参照 (旧) 原水槽から燃料取替用水ピットへの補給は、準備に時間を要することから、燃料取替用水ピットへの補給が必要であると判断した場合に準備を開始する。保有水量が大きい原水槽を優先して使用するが、原水槽近傍へのアクセスに時間を要する場合は、代替給水ピットを優先して使用する。すべての淡水源が使用できない場合には海水を用いる。 原水槽の水量は有限であるが、当初選択した水源からの送水準備が完了後、引き続き次の水源からの送水準備を開始することで、水源が枯渇しないように、最終的には海から取水することで水の供給が中断することなく、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を確保する。 (新) 可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給は、準備に時間を要することから、燃料取替用水ピットへの補給が必要であると判断した場合に準備を開始する。保有水量が大きい原水槽を優先して使用するが、原水槽が使用できない場合は、代替給水ピットを使用する。すべての淡水源が使用できない場合には海水を用いる。 これらのタンク等の水量は有限であるが、当初選択した水源からの送水準備が完了後、引き続き次の水源からの送水準備を開始することで、水源が枯渇しないように、最終的には海から取水することで水の供給が中断することなく、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を確保する。	
428	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-378	同上 上記に伴い相違理由欄を追記しました。 【大飯】設備の相違 (相違理由⑥) ・泊3号炉の代替給水ピットは、約473m ³ と容量が小さいことから、原水槽を優先して使用する。 また、相違理由欄の以下の記載を削除しました。 【大飯】運用の相違 (相違理由⑥) 【大飯】設備の相違 (相違理由⑥)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
429	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-293	以下の記載を削除しました。 炉心損傷に至るおそれがある場合又は炉心が損傷した場合は、運転員及び災害対策要員の被ばく低減、作業時間の短縮等の観点から、淡水使用の可否を判断するための状況確認等を実施せずに最優先に海水を使用する。 海水を用いた燃料取替用水ピットへの補給は、準備に時間を要することから、燃料取替用水ピットへの補給が必要であると判断した場合に準備を開始する。海水取水箇所へのアクセスに時間を要する場合は、準備時間が最も短い代替給水ピットを優先して使用する。海水の取水ができない場合は、保有水量が大きい原水槽を使用する。	
430	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-378	同上	
431	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-378	相違理由欄に以下を追記しました。 【大飯】記載内容の相違 ・泊は、可搬型大型送水ポンプ車による補給手段を整備しているため、敷設ルートについて記載している。	
432	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-293	以下の記載を削除しました。 (添付資料1.13.27)	
433	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-380	同上	
434	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-380	相違理由欄の以下の記載を削除しました。 【大飯】運用の相違(相違理由⑥)	
435	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-293	以下の記載を追記しました。 また、補助給水ピットが使用可能であり、枯渇するおそれがある場合については、短時間で補助給水ピットの代替水源として確保できることから、2次系純水タンクを優先して使用する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
436	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-379	同上	
437	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-293	以下の記載を削除しました。 炉心損傷防止が図れる場合において、補助給水ピットへの補給に使用する可搬型大型送水ポンプ車は、有効性評価における必要注水流量を十分上回る送水能力を有しているため、補助給水ピットに十分な水量を確保することで淡水から海水に水源を切替えるための時間を確保することが可能であることから、淡水を優先して使用する。 なお、淡水を補給中に事象が進展し炉心損傷に至った場合においても、淡水補給開始時点から海を水源とするための準備を開始していること、並びに淡水補給により補助給水ピットに十分な水量を確保することで淡水から海水に水源を切替えるための時間を確保することが可能である。	
438	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-380	同上 上記に伴い以下の相違理由を削除しました。 【大飯】運用の相違（相違理由⑥）	
439	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-293	以下の記載を適正化しました。下線部参照 (旧) 原水槽の水量は有限であるが、 <u>水源の使用準備が完了した後</u> 、引き続き次の水源からの補給準備を開始することで水源が枯渇しないようにし、最終的には海に水源を切替えることで水の中断が発生することなく、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を確保する。 (新) これらのタンク等の水量は有限であるが、 <u>補給開始後</u> 、引き続き次の水源からの補給準備を開始することで水源が枯渇しないようにし、最終的には海に水源を切替えることで水の中断が発生することなく、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を確保する。	
440	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-380	同上	
441	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-293	以下の記載を削除しました。 炉心損傷に至るおそれのある場合又は炉心が損傷した場合は、運転員及び災害対策要員の被ばく低減、作業時間の短縮等の観点から、淡水使用の可否を判断するための状況確認等を実施せずに最優先に海水を使用する。 海水を用いた補助給水ピットへの補給は、準備に時間を要することから、補助給水ピットへの補給が必要であると判断した場合に準備を開始する。海水取水箇所へのアクセスに時間を要する場合は、準備時間が最も短い代替給水ピットを優先して使用する。海水の取水ができない場合は、保有水量が大きい原水槽を使用する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
442	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-380	同上 上記に伴い以下の相違理由を削除しました。 【大飯】設備の相違 (相違理由④) ・泊3号炉の代替給水ピットは、高台 (T.P.約31m) に設置していることから、海水取水箇所 (T.P.約10m) 又は原水槽 (T.P.約10m) へのアクセスに時間を要する場合に代替給水ピットを優先して使用する。	
443	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-293	以下の記載を削除しました。 (添付資料1.13.27)	
444	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-380	同上 上記に伴い以下の相違理由欄を削除しました。 【大飯】設備の相違 ・泊3号炉の可搬型大型送水ポンプ車は複数の水源を選択できることから、可搬型大型送水ポンプ車を使用する場合の水源選択に係る方針を当該添付資料に整理している。	
445	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-380	以下の相違理由を適正化しました。 (旧) 【大飯】設備の相違 (相違理由④) ・泊3号炉の代替給水ピットは、高台 (T.P.約31m) に設置していることから、原水槽 (T.P.約10m) へのアクセスに時間を要する場合に代替給水ピットを優先して使用する。 (新) 【大飯】設備の相違 (相違理由⑤)	
446	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-295～311	第1.13.1表の記載の適正化 (下線部参照) (旧) 機能喪失を想定する設計基準対象施設 (新) 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	
447	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-388～404	同上	
448	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-295, 303, 305	第1.13.1表 (1/17), (9/17) 及び (11/17) のうち、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備の記載を適正化	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
449	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-388, 396, 398	同上	
450	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-295	第1.13.1表 (1/17) のうち、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための原子炉容器への注水手段へ下記の対処設備及び整備する手順を追記 【対処設備】 燃料取替用水ピット 高圧注入ポンプ 【整備する手順書、手順の分類】 手順は「1.2原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」及び「1.3原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」にて整備する。	
451	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-388	同上	
452	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-308, 311	第1.13.1表 (14/17) 及び (17/17) 「分類」及び「機能喪失を想定する設計基準事故対処設備」について、対応手段ごとに分割して記載していたが、当該ページに記載している対応手段のうち、「分類」及び「機能喪失を想定する設計基準事故対処設備」が同じ対応手段は、結合して表記した。	
453	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-401, 404	同上	
454	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-298, 301, 302, 304, 305, 306	第1.13.1表 (4/17) , (7/17) , (8/17) , (10/17) , (11/17) , (12/17) 「整備する手順書」及び「手順の分類」の記載を適正化 (下線部参照) 【修正例】 (旧) 手順は「1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」にて整備する。 (新) 手順は「1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」及び「1.8原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等」にて整備する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
455	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-391, 394, 395, 397, 398, 399	同上	
456	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-306	第1.13.1表 (12/17) に「最終ヒートシンクへ熱を輸送するための格納容器内自然対流冷却」の対応手段, 対処設備, 設備分類及び手順書の記載を追加	
457	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-399	同上	
458	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-309	第1.13.1表 (15/17) の誤記訂正 (下線部参照) (旧) ほう酸タンク及び1次系純水タンクを水源としたほう酸ポンプ及び1次系補給水ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給 (新) 1次系純水タンク及びほう酸タンクを水源とした1次系補給水ポンプ及びほう酸ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給	
459	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-402	同上	
460	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-310	第1.13.1表 (16/17) のうち、2次系純水タンクを水源とした2次系補給水ポンプによる補助給水ピットへの補給手段の対処設備を誤記訂正 (下線部参照) (旧) 補助給水ピット (新) 燃料取替用水ピット	
461	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-403	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
462	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-311	第1.13.1表 (17/17) 「燃料取替用水ピットから1次系純水タンク及びほう酸タンクへの切替え」及び「電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプの水源の切替え」手段の対処設備のうち、直流電源設備の記載を適正化(下線部参照) (旧) 非常用直流電源設備 (新) 所内常設蓄電式直流電源設備 技術的能力1.14にて整備する直流電源設備と整合を図った。以降、関連する図表は同様に修正。	
463	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-404	同上	
464	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-344	第1.13.3表 給電対象設備 代替格納容器スプレイポンプの給電元設備及び母線の記載適正化(下線部参照) 【設備】 (旧) 常設代替交流電源設備, 非常用交流電源設備 (新) 常設代替交流電源設備, 非常用交流電源設備, 可搬型代替交流電源設備, 代替所内電気設備 【母線】 (旧) 6-A非常用高圧母線, 6-B非常用高圧母線 (新) 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤 計装用電源の給電元設備の記載適正化(下線部参照) 【設備】 (旧) 常設代替交流電源設備, 非常用交流電源設備, 非常用直流電源設備 (新) 常設代替交流電源設備, 非常用交流電源設備, 所内常設蓄電式直流電源設備	
465	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-447	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
466	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-354, 356, 358, 360, 362	タイムチャート(第1.13.9図, 第1.13.11図, 第1.13.13図, 第1.13.15図, 第1.13.17図) 時間バー上部に「注水開始」のみ記載していた図について, 記載内容の充実を図った。 【修正例】 (旧) ろ過水タンクを水源とした燃料取替用水ピットへの補給開始 (新) ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給開始	
467	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-477, 479, 481, 483, 485	同上	
468	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-359, 361, 369	概要図(第1.13.14図, 第1.13.16図, 第1.13.24図)の記載適正化(下線部参照) 燃料取替用水ピット及び補助給水ピットへの補給概要図において, 2系統(A, B)あるポンプについては, わかりやすさの観点から代表して「A」側ポンプを使用して注水するよう修正した。	
469	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-482, 484, 493	同上	
470	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-363, 365, 367, 369, 378	概要図(第1.13.18図, 第1.13.20図, 第1.13.22図, 第1.13.24図, 第1.13.33図)の脱字訂正(下線部参照) (旧) ろ過水タンク, ろ過水タンク (新) A-ろ過水タンク, B-ろ過水タンク	
471	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-486, 488, 490, 493, 502	同上	
472	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-367	概要図(第1.13.22図) 誤記訂正 水源, 配管, ポンプ及び注水先の設備について, SA対応の系統構成として流路に係る設備は, 太線で示すよう修正した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
473	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-490	同上	
474	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-347, 349, 351, 353, 355, 357, 359, 361, 371	概要図(第1.13.2図, 第1.13.4図, 第1.13.6図, 第1.13.8図, 第1.13.10図, 第1.13.12図, 第1.13.14図, 第1.13.16図, 第1.13.26図, 第1.2.21図, 第1.2.22図)の記載内容の充実化 各手順の概要図について, 先行審査実績を参照し, 弁等を追加した。	
475	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-465, 468, 471, 476, 478, 480, 482, 484, 495	同上	
476	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)	1.13-397, 400, 401	重大事故等時の対応手段選定フローチャート(第1.13.43図, 第1.13.44図, 第1.13.45図) 海水及び淡水による燃料取替用水ピット及び補助給水ピットへの補給の優先順位見直しに伴い, フローチャートの記載を見直した。	
477	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.5.0)	1.13-523, 526, 529	同上	